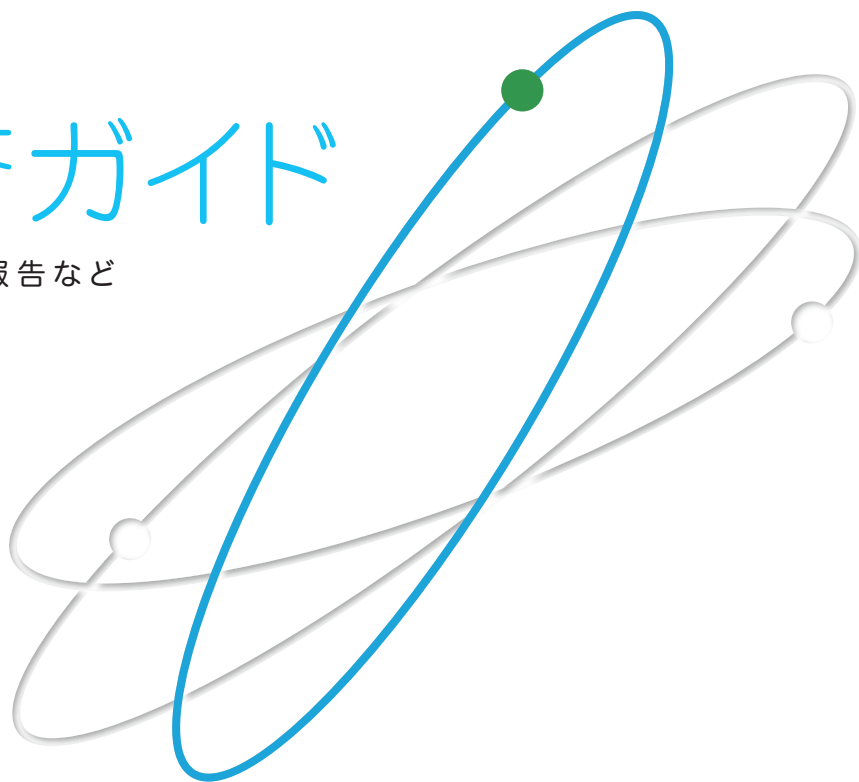


2017年版  
**全労済ガイド**

2016年度決算のご報告など



保障のことなら

**全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会



おかげさまで60周年

# おかげさまで全労済は60周年を迎えました

私たち全労済は、1957年に生まれ、2017年に60周年を迎えました。  
共済事業をおこなう協同組合として、  
「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念を、  
多くの組合員・協力団体のみなさまと共有し、  
この日を迎えることができました。

2016年、「協同組合」\*がユネスコの無形文化遺産に登録されました。  
社会が大きな課題を持ちながら、変化の時を迎えている今、  
協同組合への期待は、世界中で高まっています。

60年という節目を迎え、  
これからの人々の暮らしの変化に、しっかりと応えるために、  
そして、もっと多くの人に、安心を届けるために。  
これまでの感謝の気持ちを大切にして、  
私たちは未来に向かってスタートします。

\*「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」が無形文化遺産として登録されました。



ありがとうを  
あたらしい未来へ

## 全労済の概要 (2017年5月末現在)

|        |                                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称    | 全国労働者共済生活協同組合連合会(略称:全労済)<br>National Federation of Workers and<br>Consumers Insurance Cooperatives |
| 創 立    | 1957年9月29日                                                                                         |
| 所 在 地  | 〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10<br>全労済本部                                                                |
| 常勤役職員数 | 3,485名 ※他団体出向者含む                                                                                   |

## 全労済マーク



全労済マークは火災の“災”をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また、円は「支援」と「団結」を意味すると同時に、内側から外側に向かって伸びていることから「発展」する姿が込められています。

# 全労済ガイド 2017年版

## CONTENTS

|                |   |
|----------------|---|
| CONTENTS       | 1 |
| 全労済の理念         | 2 |
| 2016年度の主な取り組み  |   |
| ・事業に関する主な経過と特徴 | 3 |
| ・大規模災害への対応     | 4 |
| 組合員・お客さまの声の反映  | 5 |

### I 全労済の組織と概要

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 全労済は協同組合のひとつ     | 6  |
| 2. 全労済は共済事業を行う協同組合  | 6  |
| 3. 全労済の組織           | 7  |
| 4. 機関および運営          | 9  |
| 5. 全労済グループおよび子会社の概要 | 9  |
| 6. 全労済60年のあゆみ       | 10 |

### II 事業と経営の概況

|              |    |
|--------------|----|
| 1. 事業概況      | 12 |
| 2. 資産・負債等の状況 | 14 |
| 3. 収支の状況     | 15 |
| 4. 資産運用の状況   | 15 |
| 5. 剰余金処分     | 17 |
| 6. 健全性を表す指標  | 17 |
| 7. 総合的なリスク管理 | 18 |
| 8. 情報開示      | 21 |

### III 事業活動

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 共済商品一覧        | 22 |
| 2. 組合員向けサービス     | 38 |
| 3. 生活保障設計運動の展開   | 39 |
| 4. 保障の考え方        | 39 |
| 5. 共済の推進         | 40 |
| 6. 共済金支払いまでの流れ   | 41 |
| 7. 社会貢献活動        | 43 |
| 8. 各種お問い合わせ・連絡窓口 | 44 |

### IV 全国ネットワーク

# 全労済の理念

全労済は50周年（2007年）を機に、「全労済の理念」を制定しました。理念を将来にわたる全労済の最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

## 理念

組合員の皆さまと共有すべき全労済の変わらぬ価値観です。

### みんなでたすけあい、 豊かで安心できる社会づくり

#### 「みんなで」

全労済に集う組合員、さらにはすべての勤労者・生活者を意味します。また、生協の理念である「万人が一人のために」という万人の意味を付しています。さらに、組合員の自主的参加を高めていくという意味を込めています。

#### 「たすけあい」

労働者のたすけあいからスタートした全労済創立当初からの礎であることを意味します。また、これからの50年も共済であること、そして共助の精神を持ち続けることが全労済の不変の存在意義であることを意味しています。

#### 「豊かで」

経済的な豊かさとともに精神的な豊かさの向上を意味します。また、全労済の出発点である「労働者のためのより安い保障」から、より経済的な保障を得ることで精神的な安心を得るといふ共済の本来の役割も意味しています。

#### 「安心」

たすけあいの成果であることを意味します。さらに、社会不安の解消こそが現在から未来に向かって欠くことのできない変わらぬ価値観であることを意味しています。

#### 「社会づくり」

全労済が労働者福祉運動として始まった歴史的経過を踏まえ、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献していく姿勢を意味します。また、共済というたすけあいの輪の広がりが運動となり、より良い社会の実現に向けて行動していくという、協同組合運動の趣旨も意味しています。

## 信条

理念実現に向けた全労済役職員の行動規範です。

組合員  
の全労済

正直  
な全労済

努力  
の全労済

#### 「組合員の全労済」

私たちは、組合員のくらしを何よりも大切に、組合員の参加をひろげ、組合員とともに、歩み続けます。

#### 「正直な全労済」

私たちは、正直さを大切に、組合員や地域社会からの信頼に応え、社会の発展のために、行動し続けます。

#### 「努力の全労済」

私たちは、たすけあいの心を大切に、全労済にかかわるすべての人の満足に向け、努力し続けます。

# 2016年度の主な取り組み

## 事業に関する主な経過と特徴

### ■「平成28年熊本地震」への対応

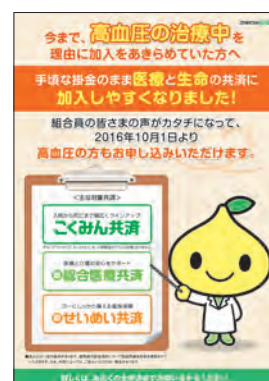
2016年4月14日および16日に発生した「平成28年熊本地震」の対応として、被災された組合員の皆さまの一日も早い生活再建に向けて迅速な共済金支払いを最優先課題に位置づけ、役職員一丸となって取り組みました。

### ■「Zetwork-60」(2014年度～2017年度 中期経営政策)における2016年度の取り組み

2015年度の取り組み結果を踏まえ、3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」として、主に次の取り組みをすすめました。

#### ●事業構造改革の取り組み

- ・組合員の保障ニーズに合った共済制度の提供として、「被共済者(加入者)範囲の拡大」「病気入院共済金の支払要件の緩和」等を実施しました。
- ・組合員の声を運動・事業に活かす取り組みとして、「高血圧に関する加入引受緩和」を実施しました。
- ・2015年度に引き続き、全国統一推進テーマを設定し、協力団体と一体となった事業推進活動を展開しました。
- ・組合員との対面による接点強化を目的に、共済ショップをあらたに15店舗出店しました。
- ・組合員のさらなる利便性向上に向け「次世代システム化開発実施計画」にもとづくシステム開発に着手しました。
- ・常に健全で安定した事業運営・事業基盤の確立に向けて、「財務基本計画」にもとづく責任準備金等の積み立てを行いました。



#### ●組織改革の取り組み

- ・効率的な組織運営と適正な業務運営を目指して、「『Zetwork-60』組織改革実行プログラム」にもとづき、組織改革の実行準備をすすめました。また、「職域事業本部および職域本部の組織改革に向けた基本的な枠組み」を策定しました。
- ・2018年度～2021年度の4年間を計画期間とする「次期中期経営政策(New-Zetwork)」の基本構想を策定しました。

#### ●意識改革の取り組み

- ・「Zetwork-60」の最重点目標達成に向けたPDCAサイクルの確実な実行に向け、「Z-60 推進・進捗管理システム」を全国展開しました。
- ・「Zetwork-60 人事政策・戦略マップ」にもとづき、組合員・協力団体の期待に応える多様な人材育成の強化を図りました。

## 「Zetwork-60(略称:Z-60)」

～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～

- 全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」の呼称です。
- 全労済の頭文字“Z”と、つながり・結びつきを表す“Network”を組み合わせました。私たちは、〈60周年の全労済の姿〉確立に向けて、「Zetwork-60(略称:Z-60)」を3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」として取り組みます。



## 大規模災害への対応

2016年度は、台風や大雪・寒波などの自然災害、新潟県糸魚川市内での大規模火災が発生しました。

「平成28年熊本地震」への継続対応をはじめ、全国から職員を被災地に派遣して損害調査を行うなど、被災された皆さまの生活再建のために一日でも早く共済金をお支払いできるよう対応しました。

\*金額は2016年度決算集計値。

### ■平成28年熊本地震

2015年度に引き続き、全労済の総力をあげて被災者対応に取り組みました。お支払いした共済金・見舞金の累計額は139億円となりました。

また、平成28年熊本地震での被災者対応を通して得られた貴重な経験や教訓を未来につなげていくために、「『平成28年熊本地震』の記録『未来につなげる たすけあい』」を発行しました。



### ■東日本大震災

被災組合員の生活再建に向けた取り組みを引き続き行い、お支払いした共済金・見舞金の累計額は1,277億円となりました。

全労済福島県本部(当時)では、福島第一原子力発電所の事故により立ち入りが制限された避難区域において「最後のお一人まで」共済金等のお支払いを完遂するように、連絡が取れない全国各地に避難をされている方の所在を一つ一つ確認しながら対応をすすめました。その結果、2017年7月10日にお支払いを完了し、同12日をもって、6年間、災害対応のために継続して設置していた現地災害対策本部を解散しました。



解散式の様子

### ■2016年度に発生した主な大規模災害と共済金等のお支払い累計金額

| 発生年月             | 災 害     | 主な被害地域           | 共済金等お支払い金額 |
|------------------|---------|------------------|------------|
| 2016年 8月         | 台風9号    | 関東地方等            | 8億円        |
| 2016年 8月         | 台風10号   | 北海道・東北地方など       | 5億円        |
| 2016年 9月         | 台風16号   | 九州地方など           | 11億円       |
| 2016年 9月         | 台風18号   | 北陸地方など           | 2億円        |
| 2016年10月         | 鳥取県中部地震 | 鳥取県中部など          | 6億円        |
| 2016年12月         | 糸魚川大火   | 新潟県糸魚川市          | 7億円        |
| 2016年12月～2017年1月 | 大雪・寒波   | 北海道、東北、中部、近畿地方など | 26億円       |

## 「協同組合の思想と実践」が、ユネスコの「無形文化遺産」に登録されました

全労済は、たすけあいの組織として、共済事業を行う協同組合です。

2016年11月30日、ドイツ政府が申請した「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」が、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「無形文化遺産」に登録されました。協同組合の相互扶助機能への関心は世界的にも高く、さらなる展開が期待されています。

# 組合員・お客さまの声の反映

## 1 お寄せいただいた組合員・お客さまの声

全労済では、お寄せいただいた感謝・評価、意見・要望、苦情を「組合員・お客さまの声」として集積し、皆さまの声にもとづき、業務改善や品質向上に努めています。2016年度は41,134件の声をお寄せいただきました。

### ■組合員・お客さまの声の状況

(件数)

| 年 度    | 組合員・お客さまの声 |        |       |        |
|--------|------------|--------|-------|--------|
|        | 感謝・評価      | 意見・要望  | 苦 情   | 合 計    |
| 2016年度 | 20,086     | 19,365 | 1,683 | 41,134 |
| 2015年度 | 16,312     | 24,248 | 1,587 | 42,147 |
| 2014年度 | 14,546     | 21,439 | 1,892 | 37,877 |

「感謝・評価」…組合員・お客さまからの感謝・評価、お褒めの言葉。

「意見・要望」…組合員・お客さまからの期待、意見・要望。

「苦情」…組合員・お客さまから不満の表明があったもので、対応や回答を必要とするもの。

### ■組合員・お客さまの声の詳細

(件数)

| 申立内容による分類         | 感謝・評価  |        | 意見・要望  |        | 苦 情   |        | 合 計    |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
|                   | 件 数    | 占有率    | 件 数    | 占有率    | 件 数   | 占有率    |        |
| お申込手続きに関するもの      | 67     | 0.3%   | 2,206  | 11.4%  | 75    | 4.5%   | 2,348  |
| ご契約の保全、掛金収納に関するもの | 243    | 1.2%   | 7,829  | 40.4%  | 422   | 25.1%  | 8,494  |
| 共済金のお支払いに関するもの    | 663    | 3.3%   | 606    | 3.1%   | 552   | 32.8%  | 1,821  |
| 共済商品に関するもの        | 709    | 3.5%   | 2,938  | 15.2%  | 65    | 3.9%   | 3,712  |
| 応対に関するもの          | 15,728 | 78.3%  | 3,024  | 15.6%  | 490   | 29.1%  | 19,242 |
| その他               | 2,676  | 13.3%  | 2,762  | 14.3%  | 79    | 4.7%   | 5,517  |
| 合 計               | 20,086 | 100.0% | 19,365 | 100.0% | 1,683 | 100.0% | 41,134 |

## 2 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

お寄せいただいた「組合員・お客さまの声」は、データベースに登録して共有を図るとともに、集約・分析を行います。「声」と職員の気づき(提案)にもとづき、「全労済CS向上委員会」において、業務改善課題の設定、進捗管理、改善の促進を行っています。「全労済CS向上委員会」は、専務理事が委員長を務め、役員・各部門の責任者で構成しています。

2016年度は、組合員の皆さまによりご安心いただけるよう、お申し込みや共済金のご請求の際の業務改善を中心に取り組みました。

### 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

全労済は、第106回通常総会(2010年8月26日開催)において、苦情対応の国際規格「ISO10002(JISQ10002:2005)」(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応システムを構築したことを宣言し、さまざまな取り組みをすすめてきました。

全労済では、これからも「ISO10002」自己適合宣言のもと、「組合員・お客さまの声」を大切に、業務改善や業務品質の向上に生かす活動をすすめてまいります。

#### 全労済苦情対応方針

##### 基 本 理 念

信頼され、選ばれる「組合員の全労済」をめざし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

##### 基 本 方 針

- 1 組合員・お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
- 2 組合員・お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
- 3 組合員・お客さまからの苦情には、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
- 4 組合員・お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につなげる貴重な情報とします。
- 5 組合員・お客さまの情報は厳重に保護します。
- 6 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。

# I 全労済の組織と概要

## 1 全労済は協同組合のひとつ

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法（生協法）にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動をすすめていく、営利を目的としない組織です。協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員になることができ、事業の利用や運営も、この組合員によ

って行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など、それぞれ根拠法や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています。

## 2 全労済は共済事業を行う協同組合

全労済は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしていくなために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険（生命の危険や住宅災害、交通事故など）に対し、組合員相互に助け合うという活動を、保険のしくみを使って確立した保

障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は経済的保障だけではなく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保障へと拡大しています。

### ●消費生活協同組合法（生協法）抜すい

#### 第1章 総則

##### 【目 的】

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

#### 第2章 事業

##### 【最大奉仕の原則】

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

### ●各分野の協同組合一覧

| 分 野 | 法 律（所 管 省 庁）                         | 協 同 組 合                   |
|-----|--------------------------------------|---------------------------|
| 農 業 | 農業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）                | 農業協同組合など                  |
| 漁 業 | 水産業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）               | 漁業協同組合など                  |
| 林 業 | 森林組合法にもとづく事業（農林水産省）                  | 森林組合                      |
| 消 費 | 消費生活協同組合法にもとづく事業（厚生労働省）              | 購買生協、 <b>共済生協</b> 、大学生協など |
| 商 工 | 中小企業等協同組合法にもとづく事業（金融庁、経済産業省、国土交通省など） | 火災共済協同組合、事業協同組合など         |

### 3 全労済の組織

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という二つの性格を持つ組織です。

#### 1. 連合会としての全労済

下表の58会員によって構成される連合会です。

##### 都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

|        |         |         |          |         |         |
|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 北海道労済  | 青森労済    | 岩手労済    | 宮城労済     | 秋田労済    | 山形労済    |
| 福島労済生協 | 茨城労済    | 栃木労済    | 群馬県労生協   | 埼玉労済    | 千葉労済    |
| 東京労済   | 神奈川労済   | 新潟県総合生協 | 長野労済     | 山梨労済生協  | 静岡労済    |
| 富山労済   | 石川共済    | 福井労済    | 愛知労済     | 岐阜労済    | 三重労済    |
| 滋賀労済   | 奈良労済    | 京都労済    | 大阪労済     | 和歌山労済   | 兵庫労済    |
| 島根労済   | 鳥取共済    | 岡山労済生協  | 広島労済     | 山口県共済生協 | 徳島県共済生協 |
| 香川労済   | 愛媛共済    | 高知労済    | 福岡労済     | 佐賀労済    | 長崎労生協   |
| 熊本労済   | 大分県総合生協 | 宮崎共済    | 鹿児島県労済生協 | 沖縄県共済   |         |

##### 都道府県の区域を越えて設立された 職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

|          |         |        |       |
|----------|---------|--------|-------|
| 全国交運共済生協 | J P共済生協 | 電通共済生協 | 教職員共済 |
| 森林労連共済   | 全たばこ生協  | 自治労共済  | 全水道共済 |

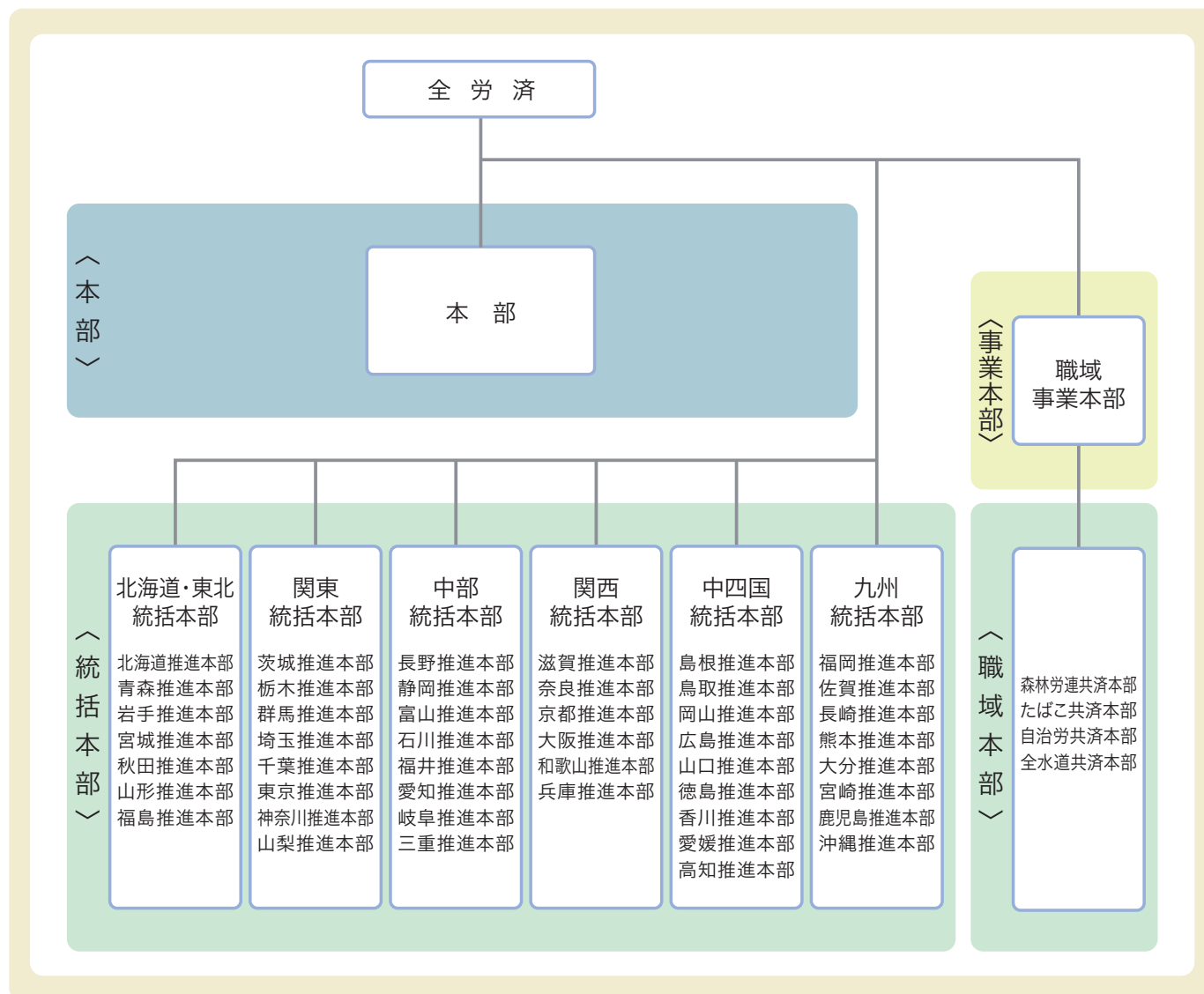
##### 生協連合会=3会員

|        |       |
|--------|-------|
| 日本再共済連 | 日本生協連 |
| コープ共済連 |       |

#### 2. 単一事業体としての全労済

上記「都道府県の区域ごとに設立された」地域共済生協47会員のうち46会員、「都道府県の区域を越えて設立された」職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、損益

会計、共済事業、機関・事務局運営を一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。



※各窓口に、自賠責共済事業を実施するための自賠責共済事務所を設置しています。

|          |                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------|
| 事業推進統括部  | 事業推進計画の策定、CS向上活動・業務改善活動の推進、お客様相談業務、広報、広告宣伝              |
| 組織推進部    | 産別中央組織への事業推進、単産共済との連携、会員生協・各共済代理店・法人における事業推進課題に関する企画・指導 |
| 生命共済金部   | 事故受付、共済金支払い認定、共済金の支払い                                   |
| 損害共済金部   | 事故受付、損害調査、共済金の支払い                                       |
| 品質管理部    | 全労済業務品質基準の管理、業務改善の立案、事務処理に関する企画・指導                      |
| 経営企画部    | 経営計画・経営基本政策の策定、調査・渉外活動、ERMの整備・推進、機関運営、法務、一般総務業務         |
| 経理部      | 会計・予算制度の立案・管理、経営収支管理                                    |
| 資金証券部    | 資産運用諸計画の策定、運用執行、資産管理                                    |
| 人事部      | 人事政策、人事諸制度の企画・推進、職員教育                                   |
| 共済開発部    | 共済制度の研究・開発および運用                                         |
| システム企画部  | システム開発方針・計画策定、次世代システム開発                                 |
| 総合リスク管理部 | 経営諸リスクの管理・コントロール、適切な共済金支払いに向けた監督・管理、コンプライアンスの推進         |
| 内部監査部    | 内部監査の実施、改善指導                                            |
| 監事事務局    | 監査の実施に関する実務                                             |

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 共済計理人 | 共済掛金等の算出方法など共済の数理に関する事項への関与 |
|-------|-----------------------------|

## 4 機関および運営

### ■総会

総会は全労済の最高意思決定機関です。会員単位に代議員を選出し、運営します。

通常総会は毎事業年度(6月～翌年5月末日)終了の日から3ヵ月以内(例年8月末)に開催します。また、臨時総会は必要な時に随時開催します。

### ■理事会

2ヵ月に1回または随時開催し、全労済の運営および業務の執行に関する重要事項を審議決定します。

### 〈本部常勤役員〉

代表理事 理事長 中世古 廣司  
代表理事 専務理事 崎田 弘  
常務理事 羽田 秀司  
常務理事 阿野 豊  
常務理事 高橋 忠雄  
常勤監事 監事長 豊島 敦海  
常勤監事 副監事長 依藤 弘志  
本部常務執行役員 稲村 浩史  
本部常務執行役員 濱田 毅司  
本部常務執行役員 富永 紅  
本部常務執行役員 宇田川 浩一  
本部執行役員 山中 一能  
本部執行役員 飯倉 裕之



代表理事 理事長  
中世古 廣司  
(なかせこ ひろし)

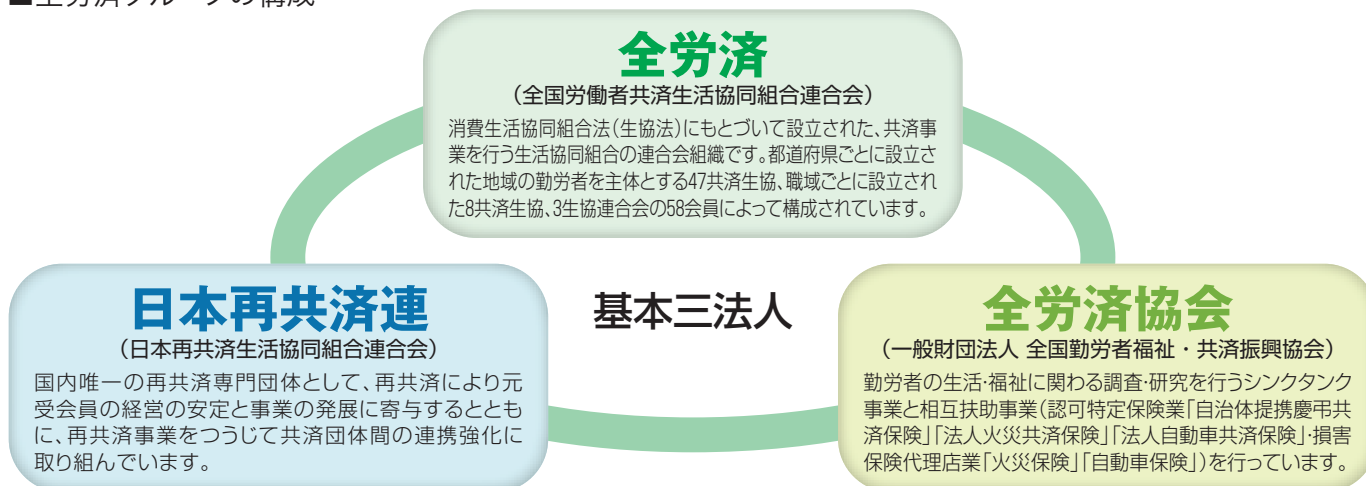


代表理事 専務理事  
崎田 弘  
(さきた ひろし)

## 5 全労済グループおよび子会社の概要

全労済グループは基本三法人(全労済、日本再共済連、全労済協会)で構成されています。そのほかに、全労済の子会社が下表の事業を行っています。

### ■全労済グループの構成



| 名 称                      | 主たる事務所の所在地                   | 事業の内容                                   |
|--------------------------|------------------------------|-----------------------------------------|
| 全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)    | 東京都渋谷区代々木2-12-10             | 各種共済の元受事業、受託事業                          |
| 日本再共済連(日本再共済生活協同組合連合会)   | 東京都渋谷区代々木2-12-10             | 再共済事業                                   |
| 全労済協会((財)全国勤労者福祉・共済振興協会) | 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F | 勤労者福祉の増進のためのシンクタンク事業、勤労者団体などの相互扶助のための事業 |

### ■子会社

| 名 称                | 主たる事務所の所在地                  | 事業の内容                                |
|--------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| (株)全労済システムズ        | 東京都八王子市別所2-39-1 全労済情報センター4F | 情報処理システムの開発、情報処理システムの管理・運営           |
| (株)全労済リブス          | 東京都府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F    | 共済事業の保全業務                            |
| 全労済アシスト(株)         | 大阪府吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F    | 共済事業の保全業務・建物管理事業                     |
| (株)全労済ウィック         | 東京都渋谷区代々木1-27-5 代々木市川ビル2F   | 損害保険代理業(団体保障制度)、各種リース業、介護サービス事業      |
| (株)スペース・ゼロ(全労済ホール) | 東京都渋谷区代々木2-12-10 全労済会館内     | 全労済会館の保守管理、全労済ホールの各施設の賃貸、保守、管理運営業務など |
| (株)ゼスト             | 大阪府大阪市鶴見区横堤5-1-18           | 居宅介護支援事業、訪問介護サービス、訪問入浴サービス           |

## 6 全労済60年のあゆみ

全労済は、1957年に生まれ、2017年に60周年を迎えました。共済事業を行う協同組合として、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念を、多くの組合員・協力団体の皆さまと共有し、この日を迎えることができました。

これまでの60年のあゆみを振り返りながら、感謝の気持ちを大切にして、全労済は未来に向かってスタートします。

### おしえて全労済！

■キーワードから全労済の60年が見えてくる



Q 「生活保障設計運動」ってなに？

A 「こうありたい暮らし」に合わせた、ムリ・ムラ・ムダのない「そなえ」で「あんしん」をつくること！  
「生活保障設計運動」は、全労済が大切に長年続けている活動です。



### ●生活保障設計運動スタート！

生活保障設計運動の展開 P39

せいめい共済・総合医療共済スタート P26～29

終身共済スタート P26～27.29

1990年

1989年

1988年

1983年

1980年

自動車共済（マイカー共済）スタート P35～37

こくみん共済スタート P22～25

交通災害共済スタート P37

1967年

1965年

1962年

1957年

1954年

火災共済スタート P31～33

総合（慶弔）共済スタート P30

団体生命共済スタート P30

### ●「SFサービス」スタート！

組合員向けサービス P38

Q 日々の暮らしも守ってくれる？

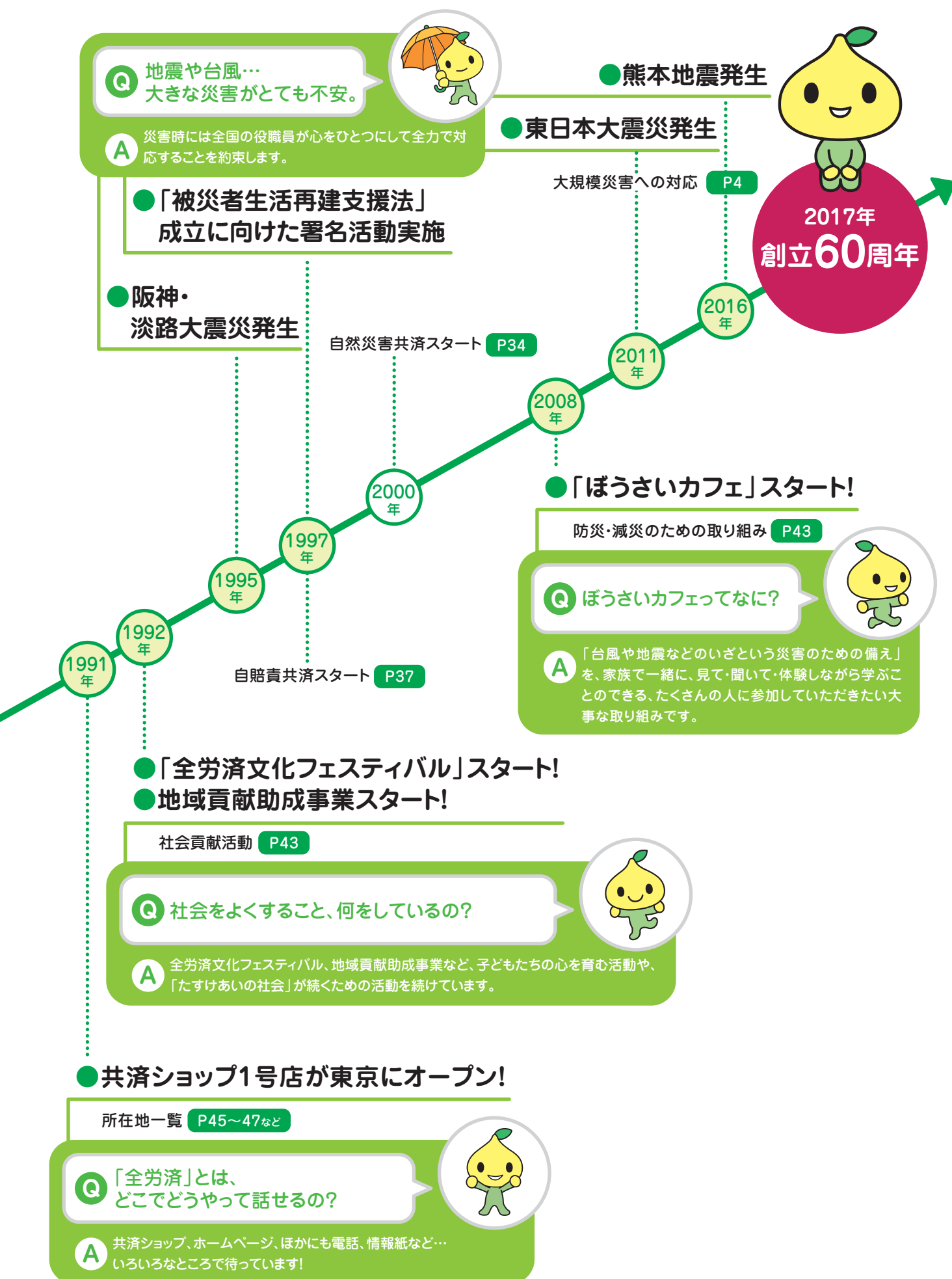
A SFサービス、指定整備工場など。大切な人との大切な毎日を笑顔で楽しく過ごしてほしいから、組合員限定の多彩なサービスを用意しています。たくさん使ってください！



## 全労済誕生！

全労済の組織と概要 P6～11





※本章の数値は四捨五入して表記しています。

## 1 事業概況

## 1. 主要な業務の状況を示す指標

|               | 単位  | 2012年度    | 2013年度    | 2014年度    | 2015年度    | 2016年度    |
|---------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益          | 百万円 | 675,305   | 690,379   | 701,304   | 692,712   | 688,833   |
| 経常剰余金         | 百万円 | 32,295    | 87,854    | 91,075    | 81,865    | 84,154    |
| 基礎利益(注1)      | 億円  | 1,206     | 1,373     | 1,404     | 1,436     | 1,450     |
| 当期剰余金         | 百万円 | 9,406     | 25,921    | 31,266    | 24,520    | 27,762    |
| 出資金           | 百万円 | 142,596   | 180,715   | 181,223   | 181,732   | 182,240   |
| 出資口数          | 千口  | 14,260    | 18,071    | 18,122    | 18,173    | 18,224    |
| 純資産額          | 百万円 | 247,139   | 314,547   | 361,231   | 387,028   | 409,627   |
| 総資産額          | 百万円 | 3,233,931 | 3,399,538 | 3,515,108 | 3,613,564 | 3,718,728 |
| 責任準備金残高       | 百万円 | 2,745,467 | 2,809,171 | 2,876,773 | 2,937,158 | 3,005,067 |
| 貸付金残高         | 百万円 | 8,249     | 7,641     | 6,773     | 5,613     | 5,774     |
| 有価証券残高        | 百万円 | 2,413,303 | 2,575,535 | 2,650,989 | 2,603,142 | 2,600,621 |
| 剰余金の配当金額(注2)  | 百万円 | 2,348     | —         | —         | —         | 21        |
| 常勤従業員数(注3)    | 人   | 3,458     | 3,642     | 3,570     | 3,504     | 3,485     |
| 保有契約高         | 億円  | 6,918,198 | 7,680,417 | 7,670,233 | 7,649,906 | 7,598,280 |
| 支払余力比率(注4、注5) | %   | 1,389.3   | 1,574.4   | 1,486.2   | 1,590.8   | 1,661.2   |

(注1) 2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩しにより支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

(注2) 剰余金の配当金額は利用分量割戻金です。

(注3) 常勤従業員は他団体出向者を含んでいます。

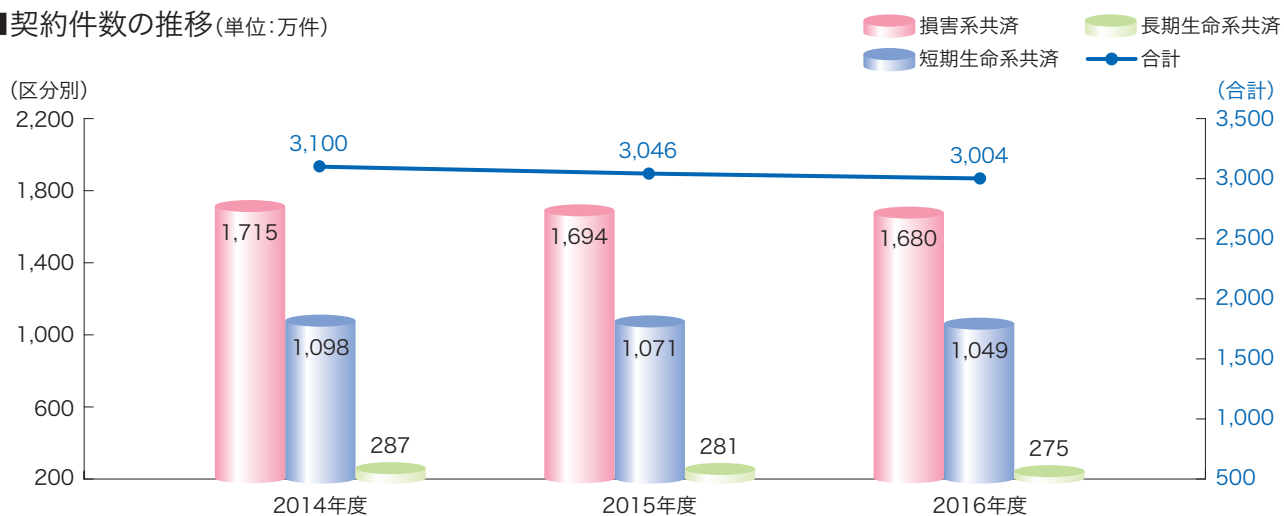
(注4) 全労済は生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

(注5) 2014年度決算より、信頼性の一層の向上の観点から、支払余力比率の算出基準の一部変更(支払余力算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)が行われており、2013年度決算値とは基準が異なります。また2016年度決算において巨大災害リスク相当額の計算方法の訂正を行いました。2014年度及び2015年度についても訂正後の計算方法により再計算した値を表示しています。

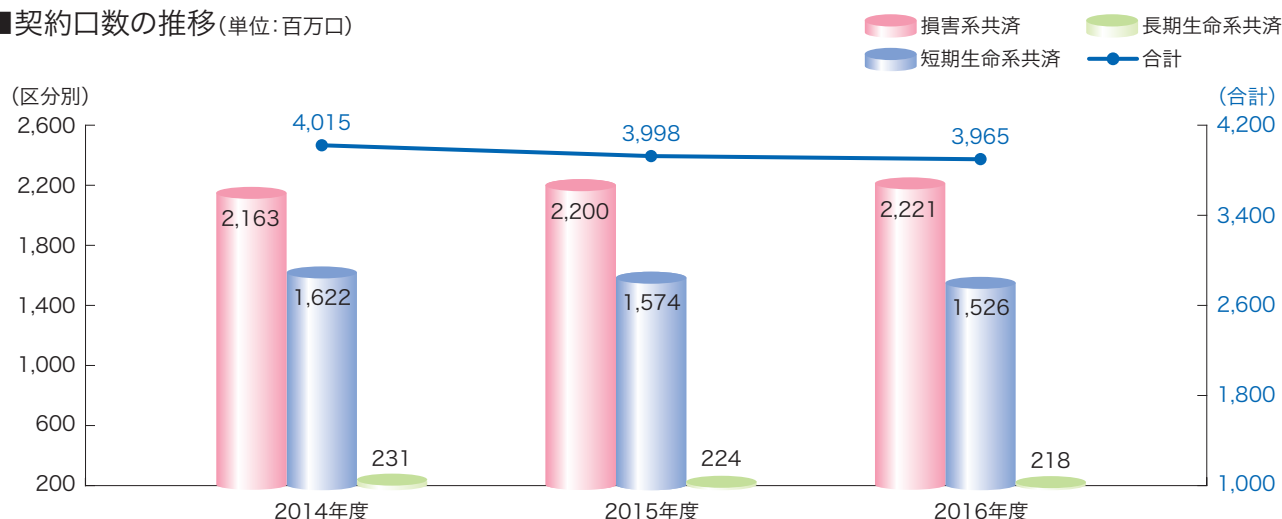
## 2. 全労済の主な加入状況

- 共済事業合計 契約件数: 3,004万件 契約口数: 3,965百万口
- 損害系共済 契約件数: 1,680万件 契約口数: 2,221百万口
- 短期生命系共済 契約件数: 1,049万件 契約口数: 1,526百万口
- 長期生命系共済 契約件数: 275万件 契約口数: 218百万口

## ■ 契約件数の推移(単位: 万件)



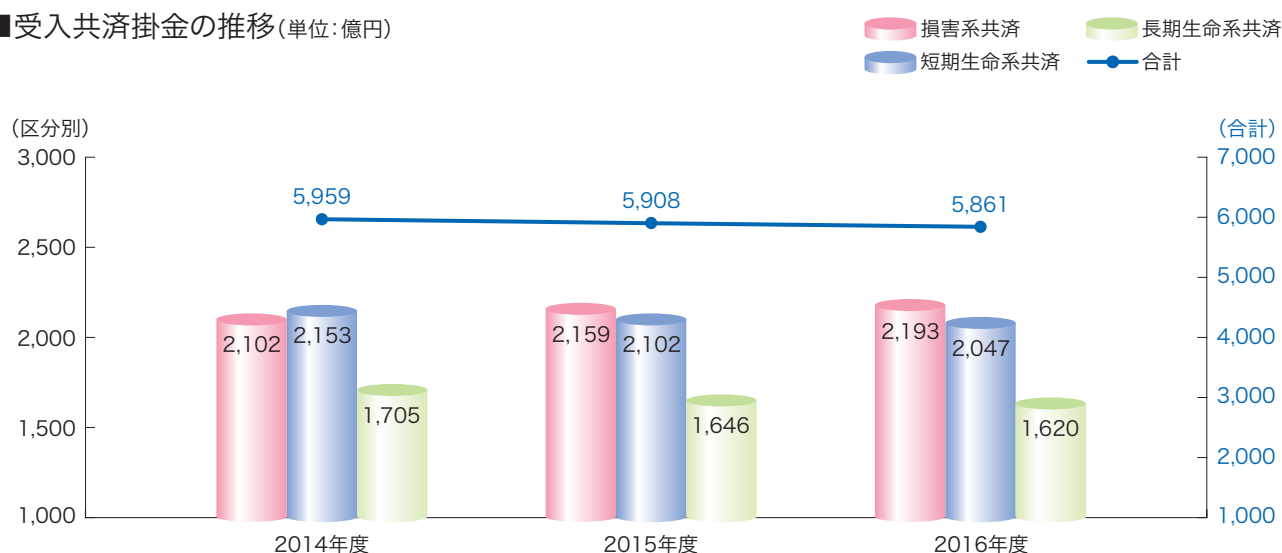
■契約口数の推移(単位:百万口)



### 3. 受入共済掛金

2016年度の受入共済掛金は、前期比47億円(0.8%)減少し、5,861億円となりました。

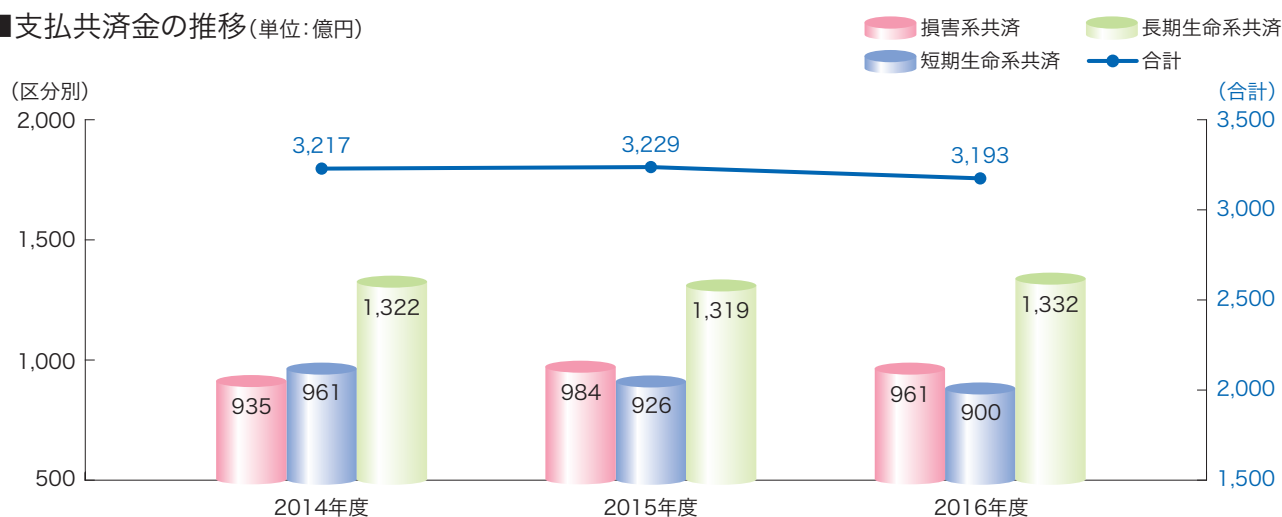
■受入共済掛金の推移(単位:億円)



### 4. 支払共済金

2016年度の共済金の支払いは、前期比35億円(1.1%)減少し、3,193億円となりました。

■支払共済金の推移(単位:億円)



## 2 資産・負債等の状況

### 1. 資産

総資産は、前期比1,052億円(2.9%)増加し、3兆7,187億円となりました。総資産のうち、運用資産は、827億円(2.5%)増加し、3兆3,862億円(総資産に占める割合91.1%)と

なりました。主な内訳は、運用の中核である国債などの公社債2兆5,555億円(同68.7%)、外国証券377億円(同1.0%)、現預金1,786億円(同4.8%)などです。

### 2. 負債・純資産

負債の合計は、前期比826億円(2.6%)増加し、3兆3,091億円となりました。このうち、資本性を有する負債と言われる異常危険準備金および価格変動準備金の合計は、4,380億円となっています。また、共済契約準備金の合計は、将来生じうる共済金の支払いに備えた追加責任準備

金の積み増しを行ったことなどにより、前期比652億円増加し、3兆1,458億円となりました。

純資産の合計は、2015年度剰余金処分にもとづく法定準備金、任意積立金の増加などにより、226億円(5.8%)増加し、4,096億円となりました。

(単位:億円、%)

|             | 2015年度 |       | 2016年度 |       | 増減額   |
|-------------|--------|-------|--------|-------|-------|
|             | 金額     | 構成率   | 金額     | 構成率   |       |
| 1. 現金及び預金   | 1,901  | 5.3   | 1,786  | 4.8   | △114  |
| 2. 金銭の信託    | 2,296  | 6.4   | 2,515  | 6.8   | 218   |
| 3. 金銭債権     | 1,460  | 4.0   | 2,230  | 6.0   | 770   |
| 4. 有価証券     | 26,031 | 72.0  | 26,006 | 69.9  | △25   |
| (1)国債       | 14,330 | 39.7  | 14,788 | 39.8  | 458   |
| (2)地方債      | 2,572  | 7.1   | 2,574  | 6.9   | 1     |
| (3)社債       | 8,732  | 24.2  | 8,193  | 22.0  | △539  |
| (4)その他      | 397    | 1.1   | 451    | 1.2   | 54    |
| 5. 貸付金      | 56     | 0.2   | 58     | 0.2   | 2     |
| 6. 運用不動産    | 18     | 0.1   | 18     | 0.0   | 0     |
| 7. その他の運用資産 | 1,272  | 3.5   | 1,248  | 3.4   | △23   |
| 運用資産 小計     | 33,035 | 91.4  | 33,862 | 91.1  | 827   |
| 8. 関係団体出資金  | 64     | 0.2   | 64     | 0.2   | △0    |
| 9. 繰延税金資産   | 2,028  | 5.6   | 2,180  | 5.9   | 152   |
| 10. 業務用固定資産 | 635    | 1.8   | 723    | 1.9   | 88    |
| 11. その他資産   | 374    | 1.0   | 359    | 1.0   | △15   |
| 資産合計        | 36,136 | 100.0 | 37,187 | 100.0 | 1,052 |

|             | 2015年度 |       | 2016年度 |       | 増減額   |
|-------------|--------|-------|--------|-------|-------|
|             | 金額     | 構成率   | 金額     | 構成率   |       |
| 1. 共済契約準備金  | 30,806 | 85.3  | 31,458 | 84.6  | 652   |
| (1)支払準備金    | 934    | 2.6   | 910    | 2.4   | △24   |
| (2)責任準備金    | 29,372 | 81.3  | 30,051 | 80.8  | 679   |
| ①未経過共済掛金    | 1,029  | 2.8   | 1,099  | 3.0   | 70    |
| ②異常危険準備金    | 3,540  | 9.8   | 3,795  | 10.2  | 256   |
| ③共済掛金積立金    | 24,803 | 68.6  | 25,157 | 67.6  | 353   |
| (3)割戻準備金    | 501    | 1.4   | 498    | 1.3   | △3    |
| 2. 引当金      | 259    | 0.7   | 261    | 0.7   | 2     |
| 3. 価格変動準備金  | 500    | 1.4   | 585    | 1.6   | 85    |
| 4. その他負債    | 700    | 1.9   | 787    | 2.1   | 87    |
| 負債合計        | 32,265 | 89.3  | 33,091 | 89.0  | 826   |
| 1. 会員資本     | 3,615  | 10.0  | 3,898  | 10.5  | 283   |
| (1)出資金      | 1,817  | 5.0   | 1,822  | 4.9   | 5     |
| (2)剰余金      | 1,798  | 5.0   | 2,075  | 5.6   | 278   |
| ①法定準備金      | 479    | 1.3   | 529    | 1.4   | 49    |
| ②任意積立金      | 982    | 2.7   | 1,182  | 3.2   | 200   |
| ③当期末処分剰余金   | 337    | 0.9   | 365    | 1.0   | 28    |
| (うち当期剰余金)   | 245    | 0.7   | 278    | 0.7   | 32    |
| 2. 評価・換算差額等 | 255    | 0.7   | 199    | 0.5   | △57   |
| 純資産合計       | 3,870  | 10.7  | 4,096  | 11.0  | 226   |
| 負債及び純資産合計   | 36,136 | 100.0 | 37,187 | 100.0 | 1,052 |

## 3 収支の状況

### 1. 経常剰余

経常収益は、6,888億円となりました。このうち受入共済掛金は前期比47億円(0.8%)減少し5,861億円となり、受入再共済金は3億円(3.2%)減少し81億円となりました。

一方、経常費用は、6,047億円となりました。このうち支払共済金は、35億円(1.1%)減少し3,193億円となりました。共済契約準備金繰入額については、将来生じうる共済金

の支払いに備えた異常危険準備金等の積み増しにより679億円となりました。

資産運用純益は507億円となり、運用利回りは0.07ポイント低下し、1.54%となりました。

この結果、経常剰余は、前期比23億円増加して、842億円となりました。

(単位: 億円、%)

| 科 目           | 2015年度 | 2016年度 | 増減額  | 増減率    |
|---------------|--------|--------|------|--------|
| 経常収益          | 6,927  | 6,888  | △ 39 | △ 0.6  |
| 1. 共済掛金等収入    | 6,007  | 5,956  | △ 52 | △ 0.9  |
| うち、受入共済掛金     | 5,908  | 5,861  | △ 47 | △ 0.8  |
| うち、受入再共済金     | 83     | 81     | △ 3  | △ 3.2  |
| 2. 共済契約準備金戻入額 | 369    | 393    | 24   | 6.5    |
| 3. 資産運用収益     | 539    | 529    | △ 9  | △ 1.7  |
| 4. その他経常収益    | 13     | 11     | △ 2  | △ 12.9 |
| 経常費用          | 6,108  | 6,047  | △ 62 | △ 1.0  |
| 1. 共済金等支払額    | 4,195  | 4,132  | △ 63 | △ 1.5  |
| うち、支払共済金      | 3,229  | 3,193  | △ 35 | △ 1.1  |
| うち、支払再共済掛金    | 211    | 208    | △ 2  | △ 1.2  |
| 2. 共済契約準備金繰入額 | 663    | 679    | 16   | 2.5    |
| 3. 資産運用費用     | 20     | 22     | 2    | 10.3   |
| 4. 事業経費       | 1,227  | 1,211  | △ 16 | △ 1.3  |
| 5. その他経常費用    | 4      | 4      | △ 1  | △ 15.5 |
| 経常剰余          | 819    | 842    | 23   | 2.8    |
| 特別利益・特別損失     | △ 88   | △ 95   | △ 7  | —      |
| 税引前当期剰余       | 731    | 747    | 16   | 2.2    |
| 法人税等・法人税等調整額  | 101    | 104    | 3    | 3.0    |
| 割戻準備金繰入額      | 385    | 366    | △ 19 | △ 5.0  |
| 当期剰余金         | 245    | 278    | 32   | 13.2   |
| 当期首繰越剰余金      | 21     | 22     | 0    | 1.2    |
| 任意積立金取崩額      | 70     | 66     | △ 4  | △ 6.3  |
| 当期末処分剰余金      | 337    | 365    | 28   | 8.4    |

### 2. 特別損益

特別利益・特別損失では、特別損失として保有資産の将来の価格変動に備えるための価格変動準備金を85億円計上したほか、減損損失1億円、地震等災害見舞金等その他特別損失9億円を計上しました。

### 3. 当期剰余金

当期剰余金は、前期比32億円増加し、278億円となりました。

## 4 資産運用の状況

### 1. 資産運用方針

全労済では、組合員(契約者)の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

長期共済等の資金を運用するにあたっては、公社債を中

心に安定的な利息収入を確保する運用を行っています。また総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

## 2. 運用環境

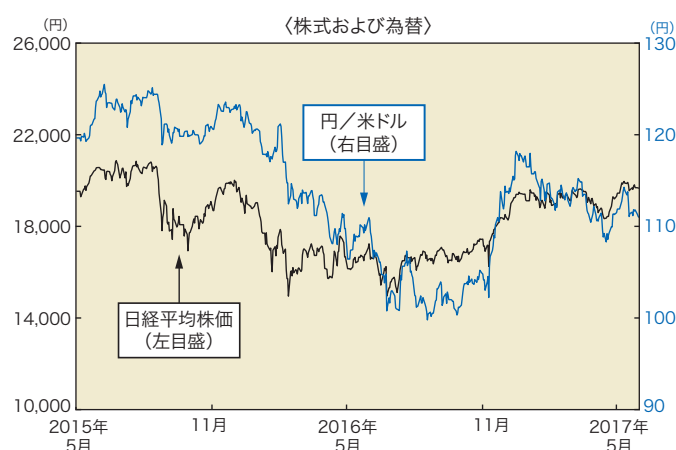
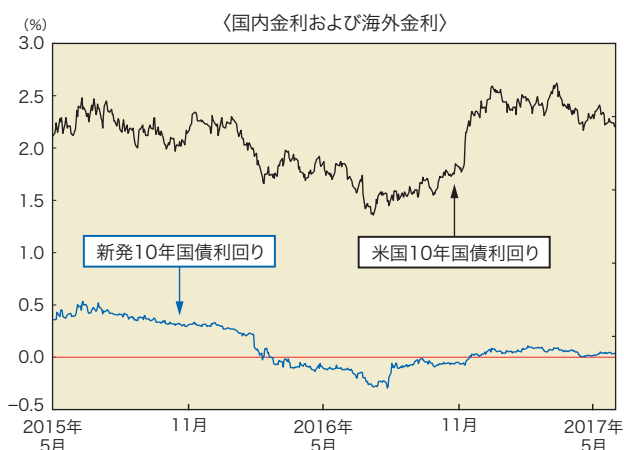
国内金利（新発10年国債利回り）は、年度始の△0.12%から日本銀行のマイナス金利政策を背景に低下し、2016年7月に過去最低水準を更新しましたが、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入後は0%近辺での推移となり、年度末には0.04%となりました。

海外金利（米国10年国債利回り）は、年度始の1.84%からトランプ政権の財政政策への期待感や追加利上げ観測などにより上昇して推移し、年度末には2.20%となりました。

日経平均株価は、年度始の17,234円から堅調な海外経済や企業業績への期待などを受けて上昇基調で推移し、年度末には19,650円となりました。

為替（円/米ドル）は、年度始の110円94銭から、英国で欧州連合（EU）離脱が選択されたことから円高が進行したものの、米国の利上げや欧州政治の不透明感の後退などから円安となり、年度末には110円96銭となりました。

|            | 2015年度末 | 2016年度末 | 前年度末比  |
|------------|---------|---------|--------|
| 新発10年国債利回り | △ 0.12% | 0.04%   | 0.16P  |
| 米国10年国債利回り | 1.84%   | 2.20%   | 0.36P  |
| 日経平均株価     | 17,234円 | 19,650円 | 2,416円 |
| 円/米ドル      | 110.94円 | 110.96円 | 0.02円  |



## 3. 資産運用概況

2016年度は、国内金利の低位推移を鑑み、公社債の取得を抑制する一方、公社債との比較優位を判断しつつ相対的に利回りの高い外国証券等を取得しました。

（単位：億円、％）

|            | 2015年度末 |       | 2016年度末 |       | 増減額   |
|------------|---------|-------|---------|-------|-------|
|            | 金額      | 構成率   | 金額      | 構成率   |       |
| 現預金        | 1,901   | 5.8   | 1,786   | 5.3   | △ 114 |
| 金銭債権       | 1,460   | 4.4   | 2,230   | 6.6   | 770   |
| 有価証券・金銭の信託 | 28,328  | 85.8  | 28,521  | 84.2  | 193   |
| 公社債        | 25,771  | 78.0  | 25,710  | 75.9  | △ 61  |
| 株式         | 16      | 0.0   | 20      | 0.1   | 4     |
| 外国証券       | 2,455   | 7.4   | 2,649   | 7.8   | 195   |
| その他の証券     | 86      | 0.3   | 141     | 0.4   | 55    |
| 長期貸付金      | 56      | 0.2   | 58      | 0.2   | 2     |
| 運用不動産      | 18      | 0.1   | 18      | 0.1   | 0     |
| その他の運用資産   | 1,272   | 3.8   | 1,248   | 3.7   | △ 23  |
| 運用資産 合計    | 33,035  | 100.0 | 33,862  | 100.0 | 827   |

資産運用純益は、前年度比で11億円減少の507億円、運用利回りは1.54%となりました。

（単位：億円、％）

|        | 2015年度 | 2016年度 | 増減      |
|--------|--------|--------|---------|
| 資産運用純益 | 519    | 507    | △ 11    |
| 運用利回り  | 1.61   | 1.54   | △ 0.07P |

## 4. ESGへの取り組み

全労済では、組合員からお預かりした資産を運用するにあたり、環境を含む企業の社会的責任に配慮した資産運用を行っています。2016年度は、新たにESGに取り組む企業に投資する株式型投資信託の取得を行いました。

（注）ESGとは、環境（Environmental）、社会（Social）、企業統治（Governance）を意味します。

## 5 剰余金処分

### ■剰余金処分の内容

(単位:千円)

|                    |            |
|--------------------|------------|
| I. 当期末処分剰余金        | 36,483,781 |
| II. 任意積立金取崩額       | 1,686,085  |
| 1. 事業経営基盤整備積立金     | 1,200,000  |
| 2. 新制度開発積立金        | 486,085    |
| III. 剰余金処分額        | 36,060,232 |
| 1. 法定準備金           | 5,553,000  |
| 2. 利用分量割戻金         | 21,147     |
| 3. 任意積立金           | 30,486,085 |
| (1)地震等災害見舞金基金      | 3,000,000  |
| (2)経営諸リスク対応特別積立金   | 8,000,000  |
| (3)事業経営基盤整備積立金     | 10,486,085 |
| (4)事業推進政策積立金       | 5,300,000  |
| (5)災害救援活動・災害支援復興基金 | 900,000    |
| (6)社会貢献・国際連帯活動基金   | 300,000    |
| (7)事務能率積立金         | 2,200,000  |
| (8)創立記念事業積立金       | 300,000    |
| IV. 次期繰越剰余金        | 2,109,634  |

(1) 任意積立金取崩の内容は、つぎのとおりです。

- ①事業経営基盤整備積立金の残高のうち、情報システム全業務バックアップ活用残高1,200,000千円を事務能率積立金に振り替えます。
- ②新制度開発積立金の全額486,085千円を事業経営基盤整備積立金に振り替えます。

(2) 利用分量割戻しは、火災共済再共済事業において実施します。

なお、火災共済再共済事業の利用分量割戻しの基準は、各月の払込延べ口数に1口あたりの割戻単価(木造契約0.42円、鉄筋契約0.27円)を乗じた額です。

(3) 任意積立金の主な積立目的は、つぎのとおりです。

- ①地震等災害見舞金基金は、地震等災害見舞金制度にもとづく見舞金支払い目的として積み立てます。
- ②経営諸リスク対応特別積立金は、共済リスクや経営諸リスクに対応する積み立てとし、支払資力および経営基盤の強化を目的として積み立てます。
- ③事業経営基盤整備積立金は、次世代システム開発投資に対応する事業基盤の整備・強化を目的として積み立てます。
- ④事業推進政策積立金は、事業実績の減少に歯止めをかけるため広告宣伝・事業推進活動などの予算に充てる目的として積み立てます。
- ⑤災害救援活動・災害支援復興基金は、大規模災害時における支援活動、審査業務などに充てる目的として積み立てます。
- ⑥社会貢献・国際連帯活動基金は、文化活動および社会貢献活動や国際連帯活動などに充てる目的として積み立てます。
- ⑦事務能率積立金は、情報システムの全業務バックアップなどのシステム関連課題や業務改善や業務品質向上などの費用に充てる目的として積み立てます。
- ⑧創立記念事業積立金は、創立記念事業の費用に充てる目的として積み立てます。

(4) 次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項の教育事業等繰越金1,389,000千円が含まれています。

## 6 健全性を表す指標

### 【修正自己資本】

**修正自己資本8,463億円**  
**修正自己資本比率22.8%**

総資産が1,052億円増加したのに対し、自己資本が224億円増加したことに加え、異常危険準備金等の増加により、修正自己資本は前期比565億円増加し8,463億円、修正自己資本比率は22.8%となりました。

(単位:億円)

| 摘 要      | 金 額    |        | 自己資本比率(%) |        | 前年比較  |        |
|----------|--------|--------|-----------|--------|-------|--------|
|          | 2015年度 | 2016年度 | 2015年度    | 2016年度 | 増減額   | 増減率(%) |
| 自己資本     | 3,858  | 4,082  | 10.7      | 11.0   | 224   | 5.8    |
| 異常危険準備金等 | 4,040  | 4,380  | 11.2      | 11.8   | 341   | 8.4    |
| 修正自己資本 計 | 7,898  | 8,463  | 21.9      | 22.8   | 565   | 7.1    |
| 総資産額     | 36,136 | 37,187 | —         | —      | 1,052 | 2.9    |

(注)修正自己資本は、自己資本に異常危険準備金、価格変動準備金を加算した広義の自己資本です。

### 【基礎利益】

**基礎利益1,450億円**

基礎利益は、危険差益、費差益が増加したことを受け、前期比13億円増加し、1,450億円となりました。

(単位:億円)

| 摘 要       | 2015年度  | 2016年度  | 増減額    |
|-----------|---------|---------|--------|
| 基礎利益      | 1,436   | 1,450   | 13     |
| (うち費差損益)  | ( 4)    | ( 8)    | ( 4)   |
| (うち利差損益)  | ( 13)   | ( △6)   | ( △18) |
| (うち危険差損益) | (1,420) | (1,448) | ( 28)  |

(注)基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

## 【支払余力比率】

**支払余力総額1兆1,253億円**  
**支払余力比率1,661.2%**

リスクの合計額は、資産運用リスク相当額の増加により15億円増加しましたが、諸準備金の積み立てなどにより支払余力総額が594億円増加したため、支払余力比率は前期比70.4ポイント上昇し、1,661.2%となりました。

(単位:億円)

| 摘 要                           | 2015年度   | 2016年度   | 増 減   |
|-------------------------------|----------|----------|-------|
| 支払余力総額(A)                     | 10,660   | 11,253   | 594   |
| リスクの合計額(B)                    | 1,340    | 1,355    | 15    |
| 支払余力比率<br>(A)÷{(B)×(1/2)}×100 | 1,590.8% | 1,661.2% | 70.4P |

(注1)消費生活協同組合法施行規則ならびに同法施行規程にもとづいて算出しています。  
(注2)生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。  
(注3)2016年度決算において巨大災害リスク相当額の計算方法の訂正を行いました。なお、2015年度についても訂正後の計算方法により再計算した値を表示しています。

## 【実質純資産】

**実質純資産額1兆5,932億円**  
**実質純資産比率42.8%**

実質純資産額は、市場金利の回復により有価証券の含み益が大きく減少したことから、前期比511億円減少し、1兆5,932億円となりました。

(単位:億円)

| 摘 要     | 2015年度 | 2016年度 | 増 減   |
|---------|--------|--------|-------|
| 実質純資産額  | 16,443 | 15,932 | △511  |
| 実質純資産比率 | 45.5%  | 42.8%  | △2.7P |

(注)実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性を有する負債を除く)を引いた額です。

## 7 総合的なリスク管理 —組合員の信頼と負託に応えるために—

保障事業を取り巻くリスクは多様化・複雑化・高度化してきており、公共性・社会性の強い保障事業(共済)を営む組織として、諸々のリスクを適切・確実に管理することがますます重要になってきています。全労済は、総合的なリスク管理における3つの領域(危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域)について、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携を図りながら管理を行っています。

### 1. 危機管理領域における取り組み:大規模災害などの非常事態における対応

全労済は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火などの自然災害および大火などの非常災害に対する、事前、災害発生時および通常業務体制で処理できない異常時などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い大規模地震・自然災害などについて、全労済の重要業務を中断させないためのリソース、各業務目標復旧時間の設定などをとりまとめています。

また、首都直下地震の発災を想定し、全労済会館などの機能や業務が一時停止した場合の行動や業務手順をまと

めた、「首都直下地震発生時の手順書」を策定しています。

#### 〈被災組合員への対応〉

大規模な自然災害や広域災害について、全労済では事前の対策、災害発生時における全国域での活動や被災県事務所での被災者対応に関する初動体制、平常時の業務体制で対応できない場合の取り扱いなどについて「大規模災害時被災者対応規程・細則」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の災害時に被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

### 2. 経営リスク管理領域における取り組み:業務の適切性と財務の健全性の強化

全労済は、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的とし、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

リスク管理に関する全労済の基本方針を「経営リスク管理基本方針」として定め、リスクの種類ごとに個別に「リスク管理方針」および「リスク管理規程」を定めるなど体系的に整備しています。

リスク管理体制では、各種リスクを統括する部門として業務担当部門から独立した経営リスク統括部門を設置し、リスク情報およびリスク管理状況について総合的なリスク管理の観点から一元的に管理しています。

また、リスク情報を経営に活用し事業全体として一貫性のある事業運営をすすめるため、2015年4月に経営企画部内にERM推進室を設置し統合的リスク管理(ERM)\*の

態勢整備をすすめ、2017年度からのERM実施を目指しています。

#### \*統合的リスク管理(ERM)

ERMはEnterprise Risk Managementの略で、組織全体の「リスク」「資本」「収益」を統合的に管理することを通じて、財務の健全性の確保と収益の安定的な向上を図り、組織価値の向上を目指す戦略的な経営管理手法。

#### (1)財務リスクの管理

##### • ALM(資産と負債の総合管理)

全労済は、取り扱う共済商品の特性(共済期間、保障性、貯蓄性、オプション性など)と資産運用の関係など、資産・負債・純資産の相互の関係性を認識し、将来収支予測やキャッシュフローの分析などの手法を用いて総合的な観点からリスクを管理するALMの考え方を導入し、財務リスクの管理に取り組んでいます。

## ・ストレステストの実施

全労済は、経営リスク管理の一環としてストレステストを実施しています。ストレステストでは、大規模な災害や金融市場の大きな混乱による損失の拡大といったシナリオをもとに損失額を推計し、財務の健全性に与える影響を把握・分析しています。また、ストレステストの結果にもとづき、予防的または発生時の対応策について検討をすすめています。

### ①共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

全労済は、共済数理、法務および医学などの専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震などの自然災害に関するリスクについては定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険などによる対応を行っています。

### ②資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスクなどが顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まってきており、全労済は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

### ③資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクといいます。

全労済は、日々の資金繰りの状況を監視するとともに、状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

## (2)オペレーショナルリスクの管理

### ①事務リスク管理

日常の業務において役職員などが正確な事務・業務を怠る(事務過誤)、あるいは事故・不正などを起こすこと(不祥事)により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

全労済は、組合員の満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアルなどの整備を行い、その定めに準拠した業務の実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

### ②システムリスク管理

コンピューターシステムのダウンまたは誤作動などのシステム不備、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。全労済は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢を構築しています。

また、システム不備および不正使用、サイバー攻撃といった課題に対し、各種セキュリティ対策を実施するとともに、マニュアルなどによる適切な業務の徹底および役職員への教育研修をすすめ、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

なお、内部監査や監督省庁の監督・検査などにより、客観的な視点からシステムリスク管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制の仕組みは遵守されているかなどの評価を受け、適切なシステムリスク管理態勢の構築に向けての取り組みもすすめています。

## 3. コンプライアンス領域における取り組み:事業の前提としてのコンプライアンスを徹底

### (1)コンプライアンスへの取り組み

全労済は、組合員の皆さまに共済事業を提供しています。共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であることから、誠実な生協組織として事業を継続的に運営し、社会的責任を果たしていくことが重要な課題です。

全労済は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則などを遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応えていく事業体としてコンプライアンスの組織風土の醸成を図っています。

全労済では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

また、全労済内部のリスクを早期に発見し、適正に措置するなど自浄作用を発揮させるための仕組みとして、内

部通報・相談制度である「全労済ヘルプライン制度」の運用を2006年4月に開始しました。

2007年6月には、全労済の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、コンプライアンス活動を展開していくための指針として、「全労済コンプライアンス基本方針」および「全労済役職員行動基準」を定め、さらに2010年4月には「全労済コンプライアンス規程」を定めました。

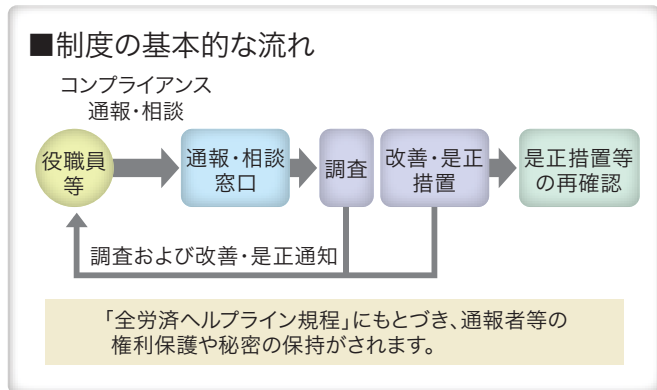
組合員・お客さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

### (2)全労済ヘルプライン制度

全労済ヘルプライン制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者求められる事項について制度として整備したものです。全労済のコンプライアンス経営の

健全性向上を図り、社会的信頼に添えていくことを目的とし、次の課題の達成を目指しています。

- ①全労済における組織的または個人的な法令違反や不正行為等の情報を収集するしくみを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、全労済として自らその改善、是正を図る。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④全労済としてのコンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備を図る。



### (3) 個人情報の保護

全労済は、2005年4月の個人情報保護法の施行に伴い「個人情報保護方針」、および「全労済個人情報保護規程」を定めました。また、2016年1月のマイナンバー制度の開始に伴い「個人情報保護方針」を「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」に改正し、新たに「全労済特定個人情報保護規程」を定めました。全労済ではこれらの方針・規程等にもとづき、組合員・お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。

また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインにもとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、安全管理措置な

どの強化に向けた自主的な取り組みをすすめています。今後も組合員・お客さまに安心して全労済の各種事業を利用いただけるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいきます。

#### ①組合員・お客さまの個人情報の取り扱い

「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」は、ホームページ上で公表するとともに、ショッパ窓口などにおいては組合員・お客さまの目に触れやすい場所に掲示して、組合員・お客さまの個人情報の取り扱いの周知に努めています。

#### ②個人情報保護の責任体制

組合員・お客さまの個人情報の保護・管理に向けた責任体制は、「全労済個人情報保護規程」にもとづき次のように整えています。

ア) 全労済における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修など個人情報保護全般にわたり責任を負うものとします。

イ) 本部・統括本部における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。

ウ) 個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

#### ③個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報システムや会館(事務所)・施設などへの物理的な対策、役職員の教育など人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策などを継続的にすすめています。

### (4) 反社会的勢力への対応

全労済は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定め、断固とした姿勢で臨んでいます。

## ▶▶▶▶▶▶▶▶ 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針 ◀◀◀◀◀◀◀◀

#### ①組織として対応します。

反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体として対応するとともに役職員の安全を確保します。

#### ②外部専門機関と連携します。

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

#### ③取引を含めた一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは一切の関係をもちません。また、反社会的勢力であると知らずに関係を有してしまった場

合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で速やかに関係を解消します。

#### ④有事における民事と刑事の法的対応を行います。

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

#### ⑤裏取引や資金提供は絶対に行わない。

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するために裏取引や資金提供を行うなどの行為は絶対行いません。

## 8 情報開示

全労済は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。「全労済ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項を掲載しています。これらの資料以外にも、各統括本部、会員単協では数多くの情報紙・誌を発行しています。



ホームページ  
(URL)  
<http://www.zenrosai.coop>



### 全労済ファクトブック

年1回

報道機関・ファイナンシャルプランナー等の  
オピニオンリーダー向けに発行



### 全労済ガイド

年1回

組合員・一般生活者向けに発行



### Annual Report

(英文/年次報告書) 年1回  
海外向けに発行



### セイフティ・ファミリー

組合員向けに発行



### 全労済NEWS FILE

年6回

ファイナンシャルプランナー等の  
オピニオンリーダー向けに発行



### News&Communication

随時(2016年度は20回)  
報道機関向けに発行



### 機関誌「zenrosai」

年2回

協力団体向けに発行



### 社会貢献活動レポート

年1回

協力団体・報道機関等向けに発行



### 「組合員・お客さまの声」報告書

年1回

組合員・一般生活者向けに発行

# Ⅲ 事業活動

全労済では、生協の共済事業の特質を活かして、生命、損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。

## 1 共済商品一覧

※各商品の詳細については、最寄りの窓口または全労済ホームページなどでご確認ください。

### 1. 人の保障

全労済が提供している遺族保障、医療保障、障がい・介護保障、老後保障の特徴を、個人向け共済と団体向け共済に分けて紹介します。

#### (1) 個人向け共済

安心して生きていく。自分も、家族も。

### こくみん共済

個人定期生命共済・子ども定期生命共済・熟年定期生命共済  
傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

「こくみん共済」は全労済が提案する「保障設計」の考え方にもとづき、満0歳のお子さまからシニアの方まで、年齢やライフスタイルに合った保障をご用意しています。各タイプごとの組み合わせでより幅広いニーズにお応えすることで、ご家族一人一人に合ったムリ・ムダのない必要な保障を実現します。



### 基本タイプ

入院・通院・手術はもちろん先進医療が備わった医療重視の保障。

#### 医療安心タイプ

月々の掛金 **2,300円**

新規加入年齢／満0歳～満59歳の健康な方（最高満60歳の契約満了日まで保障）

- 日帰り入院・日帰り手術から保障。
- 先進医療を受けたときも保障。
- 満60歳の契約満了後は移行タイプへの自動更新により、最高満70歳の契約満了日まで保障（保障内容は変わります）。

| 保障内容 | 先進医療を受けたとき<br>入院共済金が支払われる場合、共済金額を限度に技術料実額 | 入院したとき<br>1日目から最高180日分日帰り入院も保障 |       |     | 手術したとき<br>日帰り手術も保障<br>(全労済所定の手術) | 通院したとき<br>1日目から最高90日分 |                                                             | 死亡・重度の障がいが残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 |        |     |
|------|-------------------------------------------|--------------------------------|-------|-----|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------|-----|
|      |                                           | 交通事故                           | 不慮の事故 | 病気等 |                                  | 交通事故                  | 不慮の事故<br>交通事故を除く不慮の事故による通院については通算して14日以上通院をした場合が保障の対象となります。 | 交通事故                            | 不慮の事故等 | 病気等 |
| 共済金額 | 最高<br><b>600万円</b>                        | (日額)<br><b>6,000円</b>          |       |     | 1回につき<br><b>60,000円</b>          | (日額)<br><b>2,000円</b> |                                                             | <b>50万円</b>                     |        |     |

入院や通院などの医療費用に備えを。女性特有の病気の手術にも充実の保障。

#### 医療タイプ

月々の掛金 **1,600円**

新規加入年齢／満0歳～満59歳の健康な方（最高満60歳の契約満了日まで保障）

- 日帰り入院から保障。
- 女性特有の病気の手術も保障。
- 満60歳の契約満了後は移行タイプへの自動更新により、最高満70歳の契約満了日まで保障（保障内容は変わります）。

| 保障内容 | 入院したとき<br>1日目から最高180日分日帰り入院も保障 |       |     | 女性特有の病気の手術をしたとき<br>日帰り手術も保障<br>(全労済所定の手術) | 通院したとき<br>1日目から最高90日分 |                                                             | 死亡・重度の障がいが残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 |        |     |
|------|--------------------------------|-------|-----|-------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------|-----|
|      | 交通事故                           | 不慮の事故 | 病気等 |                                           | 交通事故                  | 不慮の事故<br>交通事故を除く不慮の事故による通院については通算して14日以上通院をした場合が保障の対象となります。 | 交通事故                            | 不慮の事故等 | 病気等 |
| 共済金額 | (日額)<br><b>6,000円</b>          |       |     | 1回につき<br><b>60,000円</b>                   | (日額)<br><b>2,000円</b> |                                                             | <b>50万円</b>                     |        |     |

重度障がいに対する保障が充実した、生きるための保障。

#### 生きる安心Wタイプ

月々の掛金 **5,000円**

#### 生きる安心タイプ

月々の掛金 **2,500円**

新規加入年齢／満15歳～満59歳の健康な方（最高満60歳の契約満了日まで保障）

- 日帰り入院から保障。
- 病気やけがによる重度障がいに対する保障が充実。
- 満60歳の契約満了後は各移行タイプへの自動更新により、最高満85歳の契約満了日まで保障します（保障内容は変わります）。

| 保障内容          | 死亡したとき         |         | 身体に障がいが残ったとき                    |                                 |                           |                                 |                                 |                     |                | 入院したとき<br>1日から最高180日分日帰り入院も保障 |     |
|---------------|----------------|---------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------|----------------|-------------------------------|-----|
|               | 交通事故<br>不慮の事故等 | 病気等     | 交通事故・不慮の事故等                     |                                 |                           | 病気等                             |                                 |                     |                | 交通事故<br>不慮の事故                 | 病気等 |
|               |                |         | 重度の障がい<br>残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 | 左記共済金が<br>支払われる場合で<br>6か月間生存のとき | 障がい<br>残ったとき<br>3級の一部～14級 | 重度の障がい<br>残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 | 左記共済金が<br>支払われる場合で<br>6か月間生存のとき | 特定の<br>身体障がいの<br>状態 |                |                               |     |
| 生きる安心<br>Wタイプ | 2,000万円        | 1,000万円 | 2,000万円                         | 1,000万円                         | 900万円<br>～40万円            | 1,000万円                         | 1,000万円                         | 200万円               | (日額)<br>5,000円 | (日額)<br>5,000円                |     |
| 生きる安心<br>タイプ  | 1,000万円        | 500万円   | 1,000万円                         | 500万円                           | 450万円<br>～20万円            | 500万円                           | 500万円                           | 100万円               | (日額)<br>2,500円 | (日額)<br>2,500円                |     |

## 基本タイプ

入院・通院から死亡保障まで、手頃な掛金で幅広くカバー。

## 総合タイプ

月々の掛金 **1,800円**新規加入年齢／満15歳～満59歳の健康な方  
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

## 総合2倍タイプ

月々の掛金 **3,600円**新規加入年齢／満15歳～満44歳の健康な方  
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

## 大型タイプ

月々の掛金 **5,400円**新規加入年齢／満15歳～満44歳の健康な方  
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

- 死亡・後遺障がい・入院・通院の保障が幅広く盛り込まれています。
- 満60歳の契約満了後は各移行タイプへの自動更新により、最高満85歳の契約満了日まで保障します(保障内容は変わります。総合2倍タイプ・大型タイプは満80歳の契約満了後の自動更新では掛金も変わります)。

| 保障内容    | 死亡・重度の障がいが残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 |         |         | 常に介護を要し左記の共済金が支払われる場合で6ヵ月間生存のとき | 身体に障がいが残ったとき<br>3級の一部～14級 |                  | 入院したとき<br>5日以上連続して入院したとき1日目から最高180日分 |                |                | 交通事故で通院したとき<br>1日目から最高90日分 |
|---------|---------------------------------|---------|---------|---------------------------------|---------------------------|------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------------------|
|         | 交通事故                            | 不慮の事故等  | 病気等     |                                 | 交通事故                      | 不慮の事故等           | 交通事故                                 | 不慮の事故          | 病気等            | 交通事故                       |
| 総合タイプ   | 1,200万円                         | 800万円   | 400万円   | 400万円                           | 540万円<br>～24万円            | 360万円<br>～16万円   | (日額)<br>5,000円                       | (日額)<br>3,000円 | (日額)<br>1,500円 | (日額)<br>1,000円             |
| 総合2倍タイプ | 2,400万円                         | 1,600万円 | 800万円   | 800万円                           | 1,080万円<br>～48万円          | 720万円<br>～32万円   | (日額)<br>10,000円                      | (日額)<br>6,000円 | (日額)<br>3,500円 | (日額)<br>2,000円             |
| 大型タイプ   | 3,000万円                         | 2,400万円 | 1,200万円 | 1,000万円                         | 1,350万円<br>～60万円          | 1,080万円<br>～48万円 | (日額)<br>10,000円                      | (日額)<br>6,000円 | (日額)<br>6,000円 | (日額)<br>3,000円             |

組み合わせ  
加入すれば  
保障はさらに充実

生きる安心タイプ + 医療安心タイプ

総合タイプ + 医療安心タイプ

総合2倍タイプ + 医療安心タイプ

- 生きる安心タイプ・生きる安心Wタイプ・総合タイプ・総合2倍タイプ・大型タイプいずれか1つのみ加入いただけます。
- 医療安心タイプ・医療タイプいずれか1つのみ加入いただけます。

0歳から加入できる、お子さまの病気やけがのほか、賠償にも備える保障。

## キッズワイドタイプ

月々の掛金 **1,600円**

## キッズタイプ

月々の掛金 **900円**

新規加入年齢／満0歳～満14歳の健康な方(最高満18歳の契約満了日まで保障)

| 保障内容      | 第三者に対する<br>損害賠償<br>(国内のみ)     | 入院したとき<br>1日目から<br>最高365日分 | 入院中に<br>手術をしたとき<br>(全労済所定の<br>手術) | 長期入院<br>したとき<br>60日以上、<br>180日以上、<br>270日以上<br>連続した入院<br>(1回の入院) | 通院<br>したとき<br>1日目から<br>最高90日分 | 骨折・腱の<br>断裂・関節<br>の脱臼 | 扶養者である<br>契約者の死亡・<br>重度障がい | 死亡・重度の障がい<br>が残ったとき(*)<br>1級・2級と、3級の一部 |            |       | 常に介護を要し左記(*)の共済金が支払われる場合で6ヵ月間生存のとき | 身体に障がい<br>が残ったとき<br>3級の一部～14級 |       |
|-----------|-------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------------------|------------|-------|------------------------------------|-------------------------------|-------|
|           |                               | 交通事故<br>不慮の事故<br>病気等       | 交通事故<br>不慮の事故<br>病気等              | 交通事故<br>不慮の事故<br>病気等                                             | 交通事故<br>不慮の事故                 | 交通事故<br>不慮の事故         | 交通事故<br>不慮の事故等             | 交通事故                                   | 不慮の<br>事故等 | 病気等   | 交通事故                               | 不慮の<br>事故等                    | 病気等   |
| キッズワイドタイプ | 最高<br>100万円<br>(免責<br>5,000円) | (日額)<br>10,000円            | 1回につき<br>10万円                     | 各<br>20万円<br>(最高80万円)                                            | (日額)<br>3,000円                | 65,000円               | 500万円                      | 800万円                                  | 600万円      | 400万円 | 400万円                              | 270万円                         | 180万円 |
| キッズタイプ    | (日額)<br>5,000円                | —                          | —                                 | —                                                                | (日額)<br>2,000円                | 50,000円               | 350万円                      | 600万円                                  | 400万円      | 200万円 | 200万円                              | 12万円                          | 8万円   |

## キッズ満期金付プラン

※キッズタイプ、キッズワイドタイプ専用の満期金付生命保障プランとなります。

- 3つのコース(「中学入学準備コース」「高校入学準備コース」「大学入学準備コース」)があります。
- 満期金の額は「50万円」または「100万円」から選択できます。

## 基本タイプ

60歳からの総合保障。

**シニア総合タイプ**

月々の掛金 **2,000円**

新規加入年齢／満60歳～満64歳の健康な方(最高満70歳の契約満了日まで保障)

| 保障内容 | 死亡・重度の障がいが残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 |              | 身体に障がいが残ったとき<br>3級の一部～14級 | 入院したとき<br>5日以上連続して入院したとき1日目から最高180日分 |                       |
|------|---------------------------------|--------------|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
|      | 交通事故・不慮の事故等                     | 病気等          | 交通事故・不慮の事故等               | 交通事故・不慮の事故                           | 病気等                   |
| 共済金額 | <b>200万円</b>                    | <b>100万円</b> | <b>90万円～4万円</b>           | (日額)<br><b>1,500円</b>                | (日額)<br><b>1,500円</b> |

■満70歳の契約満了後はシニア総合移行タイプに自動更新し、満80歳時に総合80歳移行タイプへの継続のご案内をいたします。最高満85歳の契約満了日まで保障します(保障内容と掛金は変わります)。

60歳からの医療保障。

**シニア医療タイプ**

月々の掛金 **2,000円**

新規加入年齢／満60歳～満64歳の健康な方(最高満70歳の契約満了日まで保障)

| 保障内容 | 入院したとき<br>5日以上連続して入院したとき<br>1日目から最高180日分 | 手術したとき<br>日帰り手術も保障<br>(全労済所定の手術) | 身体に障がいが残ったとき<br>3級の一部～14級 | 死亡・重度の障がいが残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 |             |
|------|------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------|---------------------------------|-------------|
|      | 交通事故・不慮の事故・病気等                           |                                  | 交通事故・不慮の事故等               | 交通事故・不慮の事故等                     | 病気等         |
| 共済金額 | (日額)<br><b>3,500円</b>                    | 1回につき<br><b>10,000円</b>          | <b>36万円～1.6万円</b>         | <b>50万円</b>                     | <b>10万円</b> |

■病気やけがによる入院・手術など医療重視の保障です。  
■満70歳の契約満了後はシニア医療移行タイプに自動更新し、最高満80歳の契約満了日まで保障します(保障内容は変わります)。

けがと賠償の保障。

**傷害安心Wタイプ**

月々の掛金 **2,000円**

**傷害安心タイプ**

月々の掛金 **1,200円**

新規加入年齢／健康状態にかかわらず満0歳～満59歳の方(最高満60歳の契約満了日まで保障)

| 保障内容         | 法律上の損害賠償責任を負うとき<br>(国内のみ) |             |                  |               | 携行品に<br>損害が<br>生じたとき<br>(国内のみ) | 入院または5日以上<br>の通院をしたとき<br>部位・症状別にお支払いします<br>1日だけの通院でも安心!<br>5日未満の通院をしたとき<br>でも傷害安心Wタイプ<br>は6,000円、傷害安心タイ<br>プは3,000円を保障。 | 長期入院<br>したとき<br>90日以上、180日以上<br>連続した入院<br>(1回の入院) | 死亡・重度の<br>障がい<br>残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 | 身体に<br>障がい<br>残ったとき<br>3級の一部～14級 |
|--------------|---------------------------|-------------|------------------|---------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------|
|              | 第三者<br>に対する<br>損害賠償       | 対人臨時費用      |                  |               | 携行品の損害                         | 交通事故<br>不慮の事故                                                                                                           | 交通事故<br>不慮の事故                                     | 交通事故<br>不慮の事故等                         | 交通事故<br>不慮の事故等                   |
|              |                           | 死亡させたとき     | 10日以上入院<br>させたとき | 対人事故のとき       |                                |                                                                                                                         |                                                   |                                        |                                  |
| 傷害安心W<br>タイプ | 最高<br><b>1億円</b>          | <b>10万円</b> | <b>2万円</b>       | <b>3,000円</b> | 最高<br><b>30万円</b><br>(免責1万円)   | 部位・症状別に<br><b>36万円～1.5万円</b>                                                                                            | (最高72万円)<br>各 <b>36万円</b>                         | <b>1,000万円</b>                         | <b>900万円<br/>～40万円</b>           |
| 傷害安心<br>タイプ  |                           |             |                  |               |                                | 部位・症状別に<br><b>18万円～0.75万円</b>                                                                                           | (最高36万円)<br>各 <b>18万円</b>                         |                                        |                                  |

■第三者に対する賠償責任が発生したとき最高1億円の保障とけがによる入院・通院を保障します。  
■満60歳の契約満了後は傷害安心Wタイプはシニア傷害安心タイプへ、傷害安心タイプはシニア傷害安心Hタイプへ自動更新し、最高満80歳の契約満了日まで保障します(保障内容は変わります)。

60歳からのけがと賠償の保障。

**シニア傷害安心タイプ**

月々の掛金 **2,000円**

**シニア傷害安心Hタイプ**

月々の掛金 **1,200円**

新規加入年齢／健康状態にかかわらず満60歳～満79歳の方(最高満80歳の契約満了日まで保障)

| 保障内容            | 法律上の損害賠償責任を負うとき<br>(国内のみ) |             |                  |               | 入院または5日以上<br>の通院をしたとき<br>部位・症状別にお支払いします<br>1日だけの通院でも安心!<br>5日未満の通院をしたとき<br>でもシニア傷害安心タイ<br>プは6,000円、シニア傷害安<br>心Hタイプは3,000円を保障。 | 長期入院<br>したとき<br>90日以上、180日以上<br>連続した入院<br>(1回の入院) | 死亡・重度の<br>障がい<br>残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 | 身体に<br>障がい<br>残ったとき<br>3級の一部～14級 |
|-----------------|---------------------------|-------------|------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------|
|                 | 第三者<br>に対する<br>損害賠償       | 対人臨時費用      |                  |               | 交通事故<br>不慮の事故                                                                                                                 | 交通事故<br>不慮の事故                                     | 交通事故<br>不慮の事故等                         | 交通事故<br>不慮の事故等                   |
|                 |                           | 死亡させたとき     | 10日以上入院<br>させたとき | 対人事故のとき       |                                                                                                                               |                                                   |                                        |                                  |
| シニア傷害<br>安心タイプ  | 最高<br><b>1億円</b>          | <b>10万円</b> | <b>2万円</b>       | <b>3,000円</b> | 部位・症状別に<br><b>36万円～1.5万円</b>                                                                                                  | (最高20万円)<br>各 <b>10万円</b>                         | <b>500万円</b>                           | <b>450万円<br/>～20万円</b>           |
| シニア傷害<br>安心Hタイプ |                           |             |                  |               | 部位・症状別に<br><b>18万円～0.75万円</b>                                                                                                 | (最高10万円)<br>各 <b>5万円</b>                          |                                        |                                  |

■第三者に対する賠償責任が発生したとき最高1億円の保障とけがによる入院・通院を保障します。  
■健康状態にかかわらずご加入いただけます。

## がん専用の保障

はじめてがんと診断されたときや、日帰りの入院・手術まで手厚く保障。

- がんで入院した場合、日帰り入院から保障（支払日数無制限）。
- がんと診断された場合、診断共済金をお支払い。
- 単独での加入はできません。基本タイプと組み合わせでの加入となります。

**がん保障プラス** 月々の掛金 **1,400円**

新規加入年齢／満15歳～満44歳の健康な方（最高満60歳の契約満了日まで保障）

| 保障内容 | がん(悪性新生物)と生後はじめて診断されたとき<br>(1回限り) | がん(上皮内新生物等)と診断されたとき<br>(2年に1回を限度) | がんで入院したとき<br>(支払日数は1日目から無制限、<br>日帰り入院も保障) | がんで手術したとき<br>日帰り手術も保障<br>(全労済所定の手術) | 死亡・重度の障がいが残ったとき<br>1級・2級と、3級の一部 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 共済金額 | 100万円                             | 10万円                              | (日額)<br>5,000円                            | 1回につき<br>25万円                       | 10万円                            |

## 終身医療タイプ

病気にもけがにも入院と手術の一生保障。

**終身医療5000**

※「終身医療3000」（基本タイプとセットでの加入となります）もあります。「終身医療5000」と「終身医療3000」の組み合わせ加入はできません。

新規加入年齢／満15歳～満64歳の健康な方（終身保障）

| 保障内容 | 入院したとき<br>1日目から最高180日、通算で1,000日分 | 手術をしたとき<br>(全労済所定の手術) |
|------|----------------------------------|-----------------------|
|      | 交通事故・不慮の事故・病気等                   | 交通事故・不慮の事故・病気等        |
| 共済金額 | (日額) 5,000円                      | 1回につき 50,000円         |

〈月払掛金例〉 (単位：円)

| 加入年齢(満) | 男     | 性 | 女     | 性 |
|---------|-------|---|-------|---|
| 15歳     | 1,610 |   | 1,630 |   |
| 20歳     | 1,800 |   | 1,850 |   |
| 25歳     | 2,020 |   | 2,070 |   |
| 30歳     | 2,270 |   | 2,290 |   |
| 35歳     | 2,580 |   | 2,570 |   |
| 40歳     | 2,960 |   | 2,950 |   |
| 45歳     | 3,420 |   | 3,440 |   |
| 50歳     | 4,000 |   | 4,020 |   |
| 55歳     | 4,700 |   | 4,730 |   |
| 60歳     | 5,570 |   | 5,650 |   |
| 64歳     | 6,410 |   | 6,590 |   |

- 日帰り入院から保障。
- 入院1回あたり最高180日、通算1,000日まで保障。
- 入院と手術のシンプル保障で手頃な掛金。保障は一生。
- 掛金は加入時の年齢・性別で決まり、更新による掛金アップはありません。
- 不慮の事故で重度障がいまたは所定の身体障がいが残ったときは、その状態が続く限り以後の掛金はいただきません（保障はそのまま生涯継続）。

## 長生きあんしんプラン

※掛金は加入時の年齢・性別で決まります。

一生継続医療の総合保障。

**終身医療総合5000**

■ 新規加入年齢  
満55歳～満75歳の健康な方

55歳からの総合医療保障。

**定期医療総合5000**

■ 新規加入年齢  
満55歳～満70歳の健康な方  
(最高満80歳の契約満了日まで保障)

55歳からの生命保障。

**定期生命300**

■ 新規加入年齢  
満55歳～満70歳の健康な方  
(最高満80歳の契約満了日まで保障)

一生継続介護の保障。

**終身介護サポート**

■ 新規加入年齢  
満55歳～満75歳の健康な方

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ゆとりある老後のために

**ねんきん共済**

個人年金共済

公的年金の一定期間の備えとして年金を受け取ることができる「確定年金」。また、万一に備えた家族年金や重度障害年金など、掛金払込期間中の保障も充実。契約年金額は、最高90万円(7.5口)。

特長

- 一定期間確実に年金が受け取れます(確定年金)。
- 加入できる年齢は掛金の払込方法、年金の種類、確定年金の支払期間などによって異なります。
- 掛金払込期間中に死亡されたとき、基本型では死亡一時金、家重型では家族年金をお受け取りになれます。
- 重度障がい状態になられたとき、重度障害年金をお受け取りになれます(家重型)。
- 暮らしの変化に合わせた自由な設計ができます。
- 公的年金の一定期間の備えとして活用できます(確定年金)。
- 個人年金保険料控除の対象になります(税制適格タイプ)。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「医療」と「介護」の安心をサポート

# 新 総合医療共済

終身生命共済・個人長期生命共済

新総合医療共済は、医療と介護の保障からなり、それぞれ終身型と定期型のプランで構成されているため、一人一人の目的に合わせて選ぶことができます。

## 特長

- 医療と介護のそれぞれに終身型と定期型(5年・10年)があります。

### 〈終身医療プラン・定期医療プランの主な特長〉

- 最高満80歳まで保障の『定期医療プラン』と一生生涯保障の『終身医療プラン』があり、ご契約者のニーズに合わせてお選びいただけます。
- 入院日額は3,000円～10,000円まで1,000円単位でお選びいただけます(年齢・職業等によって異なる場合があります)※
- 『終身医療プラン』は、〈ベーシックタイプ〉に加え、〈総合タイプ〉、〈三大疾病プラスタイプ〉、〈女性疾病プラスタイプ〉の4タイプをラインアップ。
- 『終身医療プラン』、『定期医療プラン』とも1回の入院で最高180日保障、通算して1,000日まで保障します。
- 『終身医療プラン』は加入時の掛金が更新によりアップすることはありません。
- 〈プラスタイプ〉は、がんによる入院の場合、支払日数が無制限(三大疾病医療特約・女性疾病医療特約部分、共に満80歳まで保障)。

### 〈終身介護プラン・定期介護プランの主な特長〉

- 介護保障に絞った『終身介護プラン』と、医療保障とセットになった『定期介護プラン』があります。
- 『定期介護プラン』では、〈総合タイプ〉、〈三大疾病プラスタイプ〉、〈女性疾病プラスタイプ〉の3タイプをラインアップ。
- 『終身介護プラン』では介護共済金の受取期間を終身か10年のいずれか選択でき、『定期介護プラン』では受取期間10年としています。
- 『終身介護プラン』は加入時の掛金が更新によりアップすることはありません。

※終身医療プラン〈ベーシックタイプ〉の入院日額は、5,000円または3,000円のいずれかとなります。



## 終身医療プラン

〈ベーシックタイプ〉 満15歳～満75歳の健康な方が加入できます。

| 保障内容                               | 入院日額 <b>3,000円型</b>  | 入院日額 <b>5,000円型</b>  |
|------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 病気やけがで入院したとき〈入院共済金〉                | 日額 <b>3,000円</b>     | 日額 <b>5,000円</b>     |
| 病気やけがで手術を受けたとき〈手術共済金〉<br>※全労済所定の手術 | 1回につき <b>30,000円</b> | 1回につき <b>50,000円</b> |

- 日帰り入院から保障します。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。
- 解約返戻金をなくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特則)となっています。
- 不慮の事故により重度障がいまたは所定の障がいが残ったときは、その状態が続く限り以後の掛金はいただきません(保障はそのまま生涯継続)。

\*日帰り入院とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院料の支払いの有無などを参考にして判断します。  
(注)こくみん共済終身医療5000・3000と重複して加入することはできません。

〈総合タイプ〉 満15歳～満75歳の健康な方が加入できます。

- 入院・手術から通院や死亡まで、幅広い保障で一生生涯続く安心を。

| 保障内容                               | 入院日額 <b>3,000円型</b>   | 入院日額 <b>5,000円型</b>    |
|------------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 病気やけがで入院したとき〈入院共済金〉                | 日額 <b>3,000円</b>      | 日額 <b>5,000円</b>       |
| 入院前に通院したとき〈入院前通院共済金〉               | 日額 <b>900円</b>        | 日額 <b>1,500円</b>       |
| 退院後に通院したとき〈退院後通院共済金〉               | 日額 <b>900円</b>        | 日額 <b>1,500円</b>       |
| 病気やけがで手術を受けたとき〈手術共済金〉<br>※全労済所定の手術 | 1回につき <b>3・6・12万円</b> | 1回につき <b>5・10・20万円</b> |
| 長期入院したとき〈長期入院見舞金〉                  | <b>18万円</b>           | <b>30万円</b>            |
| 先進医療を受けたとき〈先進医療費用共済金〉              | 最高 <b>60万円</b>        | 最高 <b>100万円</b>        |
| 死亡したとき〈死亡共済金〉                      | <b>10万円</b>           | <b>10万円</b>            |

- 日帰り入院から保障します。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。
- 解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特則)となっています。

■不慮の事故により重度障がいまたは所定の障がいが残ったときは、その状態が続く限り以後の掛金はいただきません(保障はそのまま生涯継続)。

\*日帰り入院とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院料の支払いの有無などを参考にして判断します。

## 〈三大疾病プラスタイプ〉 総合タイプ + 三大疾病医療特約 満15歳～満65歳の健康な方が加入できます(三大疾病医療特約は満80歳まで保障)。

●三大疾病で入院、手術をしたときは、総合タイプ+三大疾病医療特約の共済金を合わせてお支払いします。

※お支払いの対象となる三大疾病とは、全労済所定のがん(悪性新生物・上皮内新生物等)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

| 保障内容     |                                       | 入院日額 <b>3,000円型</b>       | 入院日額 <b>5,000円型</b>       |
|----------|---------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 総合タイプ    |                                       | 入院日額 <b>3,000円型</b> と同じ保障 | 入院日額 <b>5,000円型</b> と同じ保障 |
|          |                                       | <b>+</b>                  | <b>+</b>                  |
| 三大疾病医療特約 | 三大疾病で入院したとき〈三大疾病入院共済金〉                | 日額 <b>3,000円</b>          | 日額 <b>5,000円</b>          |
|          | 三大疾病で手術を受けたとき〈三大疾病手術共済金〉<br>※全労済所定の手術 | 1回につき <b>3・6・12万円</b>     | 1回につき <b>5・10・20万円</b>    |
|          | 三大疾病とはじめて診断されたとき〈診断共済金〉               | <b>30万円</b>               | <b>50万円</b>               |
|          | がん(上皮内新生物等)と診断されたとき〈上皮内新生物等診断共済金〉     | <b>30,000円</b>            | <b>50,000円</b>            |
|          | 三大疾病で入院後、退院したとき〈三大疾病退院共済金〉            | <b>30,000円</b>            | <b>50,000円</b>            |
|          | がん(悪性新生物)の末期に在宅療養したとき〈在宅ホスピスケア共済金〉    | 最高 <b>54万円</b>            | 最高 <b>90万円</b>            |

■三大疾病医療特約のみでの加入はできません。総合タイプと合わせてのご加入となります。

■三大疾病医療特約の入院日額は総合タイプの入院日額と同額を保障します。

■解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特則)となっています。

■発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

■不慮の事故により重度障がいまたは所定の障がいが残ったときは、その状態が続く限り以後の掛金はいただきません(保障はそのまま継続)。

## 〈女性疾病プラスタイプ〉 総合タイプ + 女性疾病医療特約 満15歳～満65歳の健康な方が加入できます(女性疾病医療特約は満80歳まで保障)。

●女性特有の病気やがんで入院したときは、総合タイプ+女性疾病医療特約の共済金を合わせてお支払いします。

※お支払いの対象となる女性特有の疾病とは、全労済所定の女性疾病(子宮筋腫、卵巣のう腫、乳腺症、甲状腺炎等)をいいます。

| 保障内容     |                                      | 入院日額 <b>3,000円型</b>       | 入院日額 <b>5,000円型</b>       |
|----------|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 総合タイプ    |                                      | 入院日額 <b>3,000円型</b> と同じ保障 | 入院日額 <b>5,000円型</b> と同じ保障 |
|          |                                      | <b>+</b>                  | <b>+</b>                  |
| 女性疾病医療特約 | 女性特有の病気で入院したとき〈女性疾病入院共済金〉            | 日額 <b>1,500円</b>          | 日額 <b>2,500円</b>          |
|          | がんで入院したとき〈女性がん入院共済金〉                 | 日額 <b>1,500円</b>          | 日額 <b>2,500円</b>          |
|          | がん(悪性新生物)とはじめて診断されたとき〈女性悪性新生物診断共済金〉  | <b>30万円</b>               | <b>50万円</b>               |
|          | がん(上皮内新生物等)と診断されたとき〈女性上皮内新生物等診断共済金〉  | <b>30,000円</b>            | <b>50,000円</b>            |
|          | 女性特有の病気・がんで入院後、退院したとき〈女性疾病退院共済金〉     | <b>15,000円</b>            | <b>25,000円</b>            |
|          | がん(悪性新生物)の末期に在宅療養したとき〈女性在宅ホスピスケア共済金〉 | 最高 <b>27万円</b>            | 最高 <b>45万円</b>            |

■ご加入は女性の方に限ります。女性疾病医療特約のみでの加入はできません。総合タイプと合わせてのご加入となります。

■発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

■女性疾病医療特約の入院日額は総合タイプの入院日額の5割を保障します。

■解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特則)となっています。

■不慮の事故により重度障がいまたは所定の障がいが残ったときは、その状態が続く限り以後の掛金はいただきません(保障はそのまま継続)。

※年齢や家族構成に合わせて定期的に見直しのできる定期型(5年・10年)の **定期医療プラン** (総合タイプ) 〈三大疾病プラスタイプ〉 〈女性疾病プラスタイプ〉 もあります(満期金をつけることができます)。

## 終身介護プラン

満15歳～満75歳の健康な方が加入できます(介護月額45,000円型は満70歳までの加入)。

●保障は一生で、更新による掛金のアップはありません。 ●軽度の要介護状態に一時金をお支払いします。

●重度障がいとなった場合には、生活支援共済金を受け取れます(満60歳までに加入された方で終身払いの場合)。

| 保障内容                           | 介護月額 <b>30,000円型</b>                           | 介護月額 <b>45,000円型</b>                           |
|--------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 介護初期費用〈介護初期費用共済金〉              | 1回限り <b>60,000円</b>                            | 1回限り <b>90,000円</b>                            |
| 軽度介護一時金〈軽度介護一時金〉               | 1回限り <b>30万円</b>                               | 1回限り <b>45万円</b>                               |
| 寝たきり6ヵ月以上または認知症3ヵ月以上の場合〈介護共済金〉 | 月額 <b>30,000円</b>                              | 月額 <b>45,000円</b>                              |
| 重度の障がいが残ったとき〈生活支援共済金〉          | 生存を条件に満65歳まで、または5年間のうち、いずれか長い期間 <b>年額 36万円</b> | 生存を条件に満65歳まで、または5年間のうち、いずれか長い期間 <b>年額 54万円</b> |
| 死亡したとき〈死亡共済金〉                  | <b>10万円</b>                                    | <b>10万円</b>                                    |

■発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

■要介護認定日が発効日から3年以内であるときは、軽度介護一時金および介護共済金のお支払額を60%削減し、40%のお支払いとします。

■解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特則)となっています。

■要介護状態となり介護共済金が支払われるときまたは重度の障がいが残ったとき、不慮の事故により所定の障がいが残ったときは以後の掛金はいただきません(保障はそのまま継続(生活支援共済金を除く))。

## 定期介護プラン

〈総合タイプ〉満15歳～満70歳の健康な方が加入できます(最高満80歳の契約満了日まで保障)。

- 寝たきりや認知症で要介護状態になったときの生活をサポート。 ●介護の初期費用に介護月額の特額をお支払いします。
- 要介護状態で入院した場合、介護共済金・入院共済金の両方をお支払いします。

| 保障内容                                                  | 介護月額 30,000円型 | 入院日額 3,000円型   | 介護月額 45,000円型 | 入院日額 3,000円型 |
|-------------------------------------------------------|---------------|----------------|---------------|--------------|
| 介護初期費用〈介護初期費用共済金〉                                     | 1回限り 60,000円  |                | 1回限り 90,000円  |              |
| 寝たきり6ヵ月以上または認知症3ヵ月以上の場合〈介護共済金〉                        | 月額 30,000円    |                | 月額 45,000円    |              |
| 病気やけがで入院したとき〈入院共済金〉<br>(5日以上入院で1日目から最高180日、通算1,000日分) |               | 日額 3,000円      |               |              |
| 入院前に通院したとき〈入院前通院共済金〉                                  |               | 日額 900円        |               |              |
| 退院後に通院したとき〈退院後通院共済金〉                                  |               | 日額 900円        |               |              |
| 病気やけがで手術を受けたとき〈手術共済金〉<br>※全労済所定の手術                    |               | 1回につき 3・6・12万円 |               |              |
| 長期入院したとき〈長期入院見舞金〉                                     |               | 18万円           |               |              |
| 先進医療を受けたとき〈先進医療費用共済金〉                                 |               | 最高 60万円        |               |              |
| 死亡・重度の障がいが残ったとき〈死亡・重度障害共済金〉                           |               | 50万円           |               |              |

さらに  できます

満期金をつけることができます。ライフプランに合わせて10万円単位で選べます。**10万円～50万円**

- 要介護認定日が発効日から3年以内であるときは、介護共済金のお支払額を60%削減し、40%のお支払いとします。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。★満55歳以上の方は契約期間を満80歳までとする長期契約をおすすめしています。

※充実保障の〈三大疾病プラスタイプ〉〈女性疾病プラスタイプ〉もあります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

健康に不安のある方をサポート

**いきいき応援**

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン

持病・既往症がある方や、通院・服薬中の方のための保障。

健康に不安があるからこそ、最高満80歳まで、しっかりサポートします。



特長

- これまで健康上の理由で共済加入をあきらめていた方や、通院治療中の方であっても、加入引受基準を緩和した簡単な告知でお申し込みいただけます。健康診断書の提出は必要ありません。
- ご加入前にかかっていた病気が悪化した場合でも「入院」「手術」を保障します。  
(発効日前に医師からすすめられていた入院や手術については共済金をお支払いしません)。
- 入院は5日以上連続して入院したとき1日目から1回の入院で最高180日、通算1,000日まで、日帰り手術も保障します。
- 入院日額は3,000円または5,000円のいずれか、死亡共済金は4つのコース(最高300万円)からお選びいただけます。

新規加入年齢／満40歳～満70歳の方(最高満80歳の契約満了日まで保障)

| 保障内容                         | 入院日額 3,000円型                                                               | 入院日額 5,000円型                           |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 入院したとき〈入院共済金〉                | 2年目以降 日額 3,000円(1年目:日額1,500円)※                                             | 2年目以降 日額 5,000円(1年目:日額2,500円)※         |
| 手術を受けたとき〈手術共済金〉<br>※全労済所定の手術 | 2年目以降 1回につき 30,000円(1年目:1回につき15,000円)※                                     | 2年目以降 1回につき 50,000円(1年目:1回につき25,000円)※ |
| 死亡したとき〈死亡共済金〉                | 2年目以降 50万円、100万円、200万円、300万円の4タイプから選択(1年目はそれぞれ半額となり25万円、50万円、100万円、150万円)※ |                                        |

さらに  できます

満期金をつけることができます。ライフプランに合わせて10万円単位で選べます。**10万円～300万円**

- ※満期金は、選択された死亡共済金の同額以下となります。
- ※この共済は健康状態に不安を抱えている方などを対象とした共済のため、全労済の他のタイプに比べて掛金が割増しされています。
- ※保障を開始した日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当した場合は、支払われる共済金が半額となります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 万が一にしっかり備える遺族保障

## 新 せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済

新せいめい共済は、病気や思わぬ事故など万が一の際に、ご家族の生活を守る遺族保障制度です。手頃な掛金で一生の安心をお届けする終身生命プランとライフステージごとに見直しが可能で満期金をつけることもできる定期生命プランが選択可能。さらにリビングニーズ特則で安心です。



## 特長

- 不慮の事故等による死亡の場合は、倍額を保障します。
- リビングニーズ特則が利用できます。
- ＜終身生命プランの特長＞
- 一生涯保障が続きます。
- 掛金の払い込みは一定期間で満了します(更新による掛金のアップはありません)。
- 老後の生活設計に役立つ「いきいきボーナス」をつけることができます。
- セット専用の医療保障プランをつけることができます。

## ＜定期生命プランの特長＞

- 病気等による死亡保障として、最高3,000万円まで選べます。
- 最高500万円までの満期金をつけることができます(病気等死亡共済金と同額以下)。
- ライフプランに合わせて定期的な見直しができます。

## リビングニーズ特則とは…

余命6ヵ月以内と診断されたとき、「病気等死亡共済金」に替えて、「リビングニーズ共済金」を請求できます。大切な日々を有意義に過ごすための大きな支えです。

## 終身生命プラン

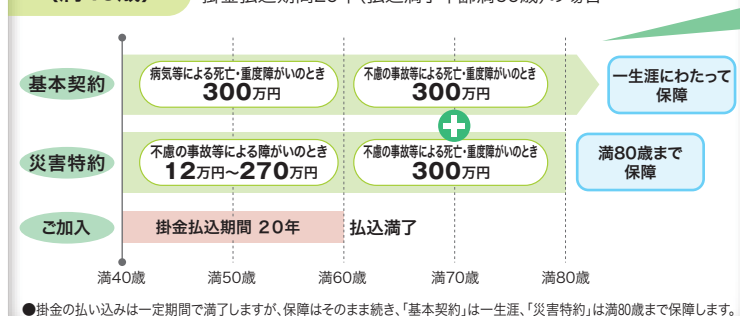
＜総合タイプ＞ 満0歳～満65歳の健康な方が加入できます。

- 病気や思わぬ事故など万が一の際に、ご家族の生活を守る遺族保障。一生涯の安心をお届けします。

| 保障内容         |        | 病気等死亡共済金300万円型<br>(基本契約300万円+災害特約300万円) | 病気等死亡共済金500万円型<br>(基本契約500万円+災害特約500万円) |                                               |
|--------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 死亡・<br>重度障がい | 病気等    | 300万円                                   | 500万円                                   | 基本契約▶一生涯の保障                                   |
|              | 不慮の事故等 | 600万円                                   | 1,000万円                                 | 基本契約+災害死亡特約・災害特約▶一生涯の保障(災害特約・災害死亡特約は満80歳まで保障) |
| 障がい          | 不慮の事故等 | 12万円～270万円                              | 20万円～450万円                              | 災害特約▶満80歳まで保障 障がいの程度に応じて(災害特約の加入額の4%～90%まで)   |

ご加入モデル  
(満40歳)

病気等死亡共済金300万円型(基本契約300万円+災害特約300万円)  
掛金払込期間20年(払込満了年齢満60歳)の場合



## 共済金のお支払いについて(病気等死亡共済金300万円型)

- 《満80歳まで》
  - 病気等による死亡・重度障がいのとき300万円
  - 不慮の事故等による死亡・重度障がいのとき600万円
  - 不慮の事故等による障がいのとき12万円～270万円
  - 《満80歳から》
  - 病気等による死亡・重度障がいのとき300万円
  - 不慮の事故による死亡・重度障がいのとき300万円
- 「基本契約」に「災害特約」と「災害死亡特約」をセットした加入をおすすめしています(災害特約の加入金額は500万円までです。500万円を超える部分は災害死亡特約が付帯されます)。
- 「基本契約」は不慮の事故等や病気等による死亡と重度障がいの保障です。「災害特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がい、重度障がいにいたらない障がいの保障です。「災害死亡特約」とは不慮の事故等による死亡と重度障がいの保障です。
- 不慮の事故により所定の障がいが残ったときは、以後の掛金はいただきません(基本契約の保障はそのまま継続)。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故等によるときにお支払いします。
- 病気等死亡共済金は100万円単位で200万円～2,000万円まであります(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)。

## 定期生命プラン

＜総合タイプ＞ 満0歳～満70歳の健康な方が加入できます(最高満80歳の契約満了日まで保障)。

- 万一のときに残されたご家族を守る遺族保障。ライフステージごとに見直すことができます。

| 保障内容         |        | 病気等死亡共済金500万円型<br>(基本契約500万円+災害特約500万円) | 病気等死亡共済金1,000万円型<br>(基本契約1,000万円+災害特約1,000万円) | 病気等死亡共済金3,000万円型<br>基本契約3,000万円+災害特約1,500万円<br>+災害死亡特約1,500万円 |
|--------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 死亡・<br>重度障がい | 病気等    | 500万円                                   | 1,000万円                                       | 3,000万円                                                       |
|              | 不慮の事故等 | 1,000万円                                 | 2,000万円                                       | 6,000万円                                                       |
| 障がい          | 不慮の事故等 | 20万円～450万円                              | 40万円～900万円                                    | 60万円～1,350万円                                                  |

さらに プラス できます

満期金をつけることができます。ライフプランに合わせて10万円単位で選べます。10万円～500万円

(注) 病気等死亡共済金と同額以下になります。

- 「基本契約」に「災害特約」と「災害死亡特約」をセットした加入をおすすめしています(災害特約の加入金額は1,500万円までです。1,500万円を超える部分は災害死亡特約が付帯されます)。
- 「基本契約」は不慮の事故等や病気等による死亡と重度障がいの保障です。「災害特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がい、重度障がいにいたらない障がいの保障です。

- 「災害死亡特約」とは不慮の事故等による死亡と重度障がいの保障です。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故等によるときにお支払いします。
- 病気等死亡共済金は100万円単位で100万円～3,000万円まであります(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)。
- ★満55歳以上の方は契約期間を満80歳までとする長期契約をおすすめしています。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## (2) 団体向け共済

働く人の“たすけあう”ちからを、大きな安心に

### 団体生命共済

団体定期生命共済

団体生命共済は、団体としてまとまって加入する、死亡、障がい、医療などの万一に備えるための、団体の構成員が相互にたすけあう共済制度です。「たすけあい」の共済だからこそ低廉な掛金で大きな保障を得られるのが魅力です。

#### 特長

- 同じ団体に所属している構成員なら、年齢や性別にかかわらず掛金は同じです(団体の口数平均年齢で掛金が決まります)。(注)年齢と性別ごとに掛金が異なる年齢群別掛金のしくみもあります。
- 団体および構成員のニーズに合わせて保障内容や保障額を設計いただけます。
- 団体の構成員と一緒に配偶者とお子さまもご加入いただけ、家族ぐるみで、大きな安心が得られます。
- 基本契約では死亡保障最高5,000万円。傷害特約を付帯することにより、事故死亡は最高8,000万円の大型保障になります。

退職後も確かな安心を

### 新離退職者団体生命共済

団体定期生命共済

在職中に団体生命共済に加入していた契約者と配偶者のための退職後の保障制度です。満55歳～満65歳の契約者とその配偶者が加入いただけ、最高満80歳まで更新いただけます。基本型、災入型(基本型に災害入院特約を付帯)、総合型(基本型に災害入院特約と病気入院特約を付帯)の3つの型があります。

#### 特長

- 掛金は、満70歳まで変わりません。
- 契約は1年ごとの自動更新です。(注)満71歳の更新日に保障内容・掛金が変わります。
- 共済期間 1年(4月1日から翌年3月31日まで。発効日が4月1日でない契約は、発効日からその直後に到来する3月31日までの期間)
- 死亡・重度障がい(基本契約)は、最高500万円まで、入院(災害入院特約・病気入院特約)は、1日あたり最高5,000円まで保障します。

在職中に積み立てて、ゆとりあるセカンドライフを!

### 新団体年金共済

新団体年金共済

新団体年金共済は団体でまとまって加入し、無理のない積み立てで将来必要な資金づくりができます。

#### 特長

- 積み立て方法が自由で、月払い、半年払い、年払いをベースに、ライフサイクルにあわせて掛金額の増減、随時払いが活用できます。
- さまざまなニーズに応えるため、積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受け取り時に医療保障、介護保障、生命保障、年金での受け取りの中から保障を選択(年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります)できるプランがあります。

思いやりをカタチにします

### 慶弔共済

総合(慶弔)共済

労働組合などの団体の構成員全員で加入し、加入者やご家族の慶弔の際に、見舞金や祝金をお支払いする制度です。

#### 特長

- 慶弔時の見舞金や祝金をお支払いします。加入者の立場で考えた共済制度です。
- いろいろな型をご用意。団体ニーズに合わせてお選びいただけます。
- 掛金は型により一人月額6円から143円まで(1口)。型ごとに10口まで加入できます。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 2. 住まいの保障

「全労済の住まいの共済」は新火災共済と新自然災害共済があります。また、エコ住宅にお住まいの方には、エコ住宅専用のプランがあります。

### 全労済の住まいの共済

火災から風水害までワイドな保障

#### 新火災共済

風水害等給付金付火災共済

火災はもちろん、落雷や他人の住居からの水ぬれや風水害まで、幅広く保障します。手頃な掛金でワイドな保障の新火災共済は、住まいと暮らしの「もしも」を支える安心のパートナー。

住宅はもちろん、家財だけでも加入できます。



特長

- 最高保障額は、住宅4,000万円、家財2,000万円。住宅・家財合わせて6,000万円の大型保障。
- 70%以上の焼破損は全焼損扱いとする加入者本位の保障内容です。
- 火災などのときは、再取得価額（被害にあったものと同程度のもの）を取得するために必要な額として全労済が定めた額を基準に保障します。
- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保に

- して掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン（風水害保障なしタイプ）があります。
- 建物の柱の材質（木質など、鉄骨造、コンクリート造）、所在地などにより加入基準が設定されています。
- 住宅+家財、住宅のみ、家財のみの3つのパターンで加入できます。
- 一口あたりの掛金は全国一律です。

### 火災等共済金



| 被害の程度                      | 1口あたりの共済金 | 支払額               | 臨時費用共済金                     |
|----------------------------|-----------|-------------------|-----------------------------|
| 全焼損<br>(住宅の70%以上の焼破損)      | 10万円      | 契約共済金額の全額         | お支払いする共済金の15%<br>(200万円が限度) |
| 半焼損・一部焼損<br>(住宅の70%未満の焼破損) | —         | 契約共済金額を限度とした再取得価額 |                             |

### 風水害等共済金



| 被害の程度 | 損害の程度           | 1口あたりの共済金     | 支払限度額 | 臨時費用共済金       |
|-------|-----------------|---------------|-------|---------------|
| 全壊・流失 | 住宅の損壊率<br>70%以上 | 30,000円       | 300万円 | お支払いする共済金の15% |
| 半壊    | 20~70%未満        | 15,000円       | 150万円 |               |
| 一部壊   | 損壊率<br>10万円超    | 500~4,000円    | 40万円  |               |
| 床上浸水  | 全床面の50%以上       | 3,000~15,000円 | 150万円 |               |
|       | 全床面の50%未満       | 1,000~3,000円  | 30万円  |               |

(住宅・家財いずれかみのみの契約の場合、支払限度額は上記の表の半額になります。)

### その他にも保障される内容

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について…★がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

#### 持ち出し家財共済金（家財契約がある場合のみ対象）

| 対象となる事故                            | 支払限度額（下記のいずれか少ない額）         |
|------------------------------------|----------------------------|
| 持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。 | 100万円<br>または、家財の契約共済金額の20% |

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

#### 失火見舞費用共済金

| 対象となる事故                                            | 支払限度額（下記のいずれか少ない額）                      |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。 | 100万円<br>または、契約共済金額の20%<br>(1世帯40万円を限度) |

#### 修理費用共済金★（マンション構造のみ対象）

| 対象となる事故                                               | 支払限度額（下記のいずれか少ない額）      |
|-------------------------------------------------------|-------------------------|
| 借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。 | 100万円<br>または、契約共済金額の20% |

#### 漏水見舞費用共済金（マンション構造のみ対象）

| 対象となる事故                                 | 支払限度額（下記のいずれか少ない額）                     |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。 | 50万円<br>または、契約共済金額の20%<br>(1世帯15万円を限度) |

#### 風呂の空だき見舞金

| 対象となる事故                         | 支払額                                              |
|---------------------------------|--------------------------------------------------|
| 風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。 | 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円<br>風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円 |

#### 住宅災害死亡共済金★

| 対象となる事故                                                                        | 支払限度額                          |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。 | 1人 300万円<br>(1人につき1口あたり5,000円) |

## バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

| 対象となる事故                                           | 支払限度額(下記のいずれか少ない額)           |
|---------------------------------------------------|------------------------------|
| バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。 | <b>30万円</b><br>または、住宅の契約共済金額 |

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと (例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など  
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

## 付属建物等風水害共済金★ (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

| 被害内容                                | 支払額                    |
|-------------------------------------|------------------------|
| 風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。 | <b>2万円</b><br>(1世帯あたり) |

※付属建物・付属工作物とは、物置、車庫、納屋、門、塀、垣、カーポートなどのことをいいます。

## 水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

| 対象となる事故                                          | 支払限度額       |
|--------------------------------------------------|-------------|
| 水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキングのみの損壊除く)。 | <b>10万円</b> |

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

## 掛金

| 月払掛金<br>(1口あたり) | 建物構造区分               | 月払掛金(住宅・家財とも)       |
|-----------------|----------------------|---------------------|
|                 | 木造構造                 | <b>6円</b>           |
|                 | 鉄骨・耐火構造              | <b>3.5円</b>         |
|                 | マンション構造<br>(風水害保障なし) | <b>3円</b><br>(2.5円) |

## 特約をプラスしてさらなる安心を。

### 賃貸住宅にお住まいの方へプラスの安心!

#### 借家人賠償責任特約

損害賠償共済金

■新火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

#### おすすめポイント

賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

| 支払事由                                               | 支払限度額                         |
|----------------------------------------------------|-------------------------------|
| 居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合 | <b>4,000万円</b><br>(400口加入の場合) |

#### さらにこちらも

#### 賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

#### ■損害賠償するにあたって要した費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
- ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ③示談交渉に要した費用

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。  
※借用住宅とは、借用建物のうち共済の目的である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

### 近隣への延焼による損害に対応!

#### 類焼損害保障特約

類焼損害共済金

■新火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

#### おすすめポイント

重過失の場合を除き、他人宅への類焼は損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

| 支払事由                                           | 支払限度額      |
|------------------------------------------------|------------|
| 住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害 | <b>1億円</b> |

### 万一の盗難にも安心の備え!

#### 盗難保障特約

盗難共済金

■新火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合にセットできます。

#### おすすめポイント

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

| 支払事由                               | 支払限度額        |
|------------------------------------|--------------|
| 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合 | <b>300万円</b> |

※新火災共済の住宅契約のみに加入、または、新自然災害共済に加入している場合は加入することはできません。

| 被害内容      | 支払限度額        |
|-----------|--------------|
| 盗取、汚損、損傷  | <b>300万円</b> |
| 通貨(1万円以上) | <b>20万円</b>  |
| 預貯金証書     | <b>200万円</b> |
| 持ち出し家財    | <b>60万円</b>  |

※左記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。

※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。

・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。

・預貯金が引き出されていたこと。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて！

## 個人賠償責任共済

損害賠償共済金

■新火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

### おすすめポイント

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故も多くなっていますので、万一来備えましょう。

| 支払事由                                                                                                                        | 支払限度額                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 日本国内において、日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合、または、居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故で被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合 | 1億円                                     |
| 対人臨時費用                                                                                                                      | 死亡させたとき10万円・10日以上入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円 |

※損害発生時点で、主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません)。  
 ※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。  
 ※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。

## エコ住宅にお住まいの方へ



## 全労済の住まいる共済

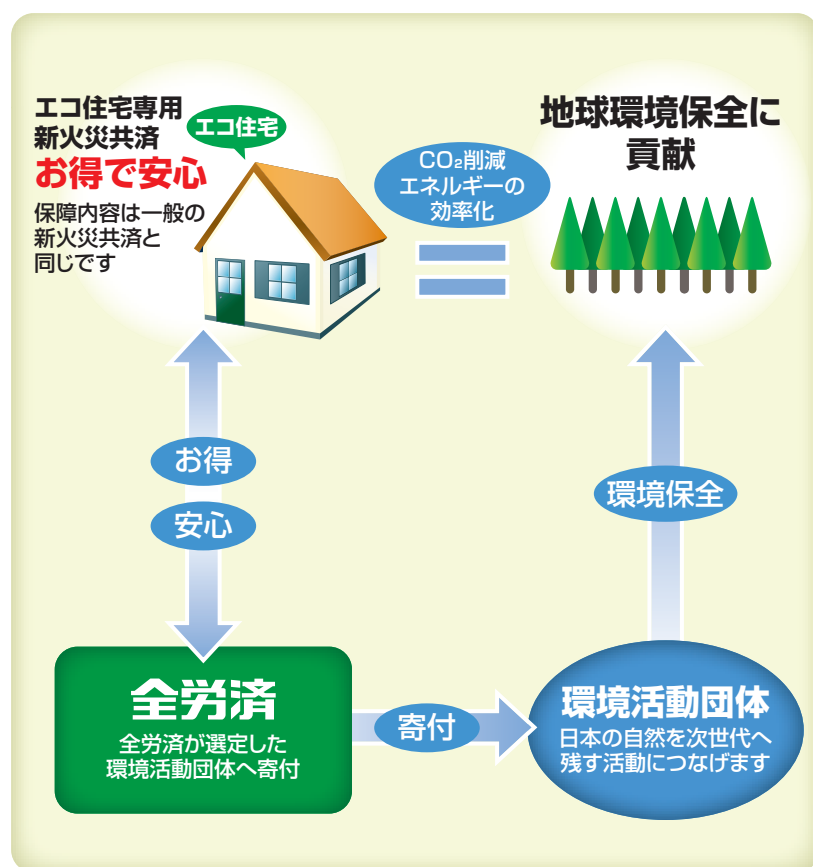
エコ住宅専用

(新)火災共済・(新)自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

新火災共済の掛金を割引した地球環境にもやさしいプランです(1口あたりの年払掛金を木造構造は2円割引、鉄骨・耐火構造、マンション構造は1円割引)。

※掛金の払込方法は、年払いのみです。



### 加入できるエコ住宅

(下記のエコ設備のいずれかを設置し使用している住宅)

太陽光発電システム

家庭用燃料電池  
(例 エネファーム)

オール電化住宅の電気設備

(給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気できまかなう住宅です。電気料金の割引適用等で確認することができます。)

自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器  
(例 エコキュート)

家庭用ガスコージェネレーションシステム  
(例 エコウィル)

潜熱回収型給湯器  
(例 エコジョーズ)

高効率石油給湯器  
(例 エコフィール)

※加入申し込みの際には、全労済が選定する環境活動団体に寄付する旨についての同意が必要となります。  
 ※エコ設備に該当するのかが不明な場合は、全労済までお問い合わせください。

### 加入のお手続きは

申込書の該当するエコ設備を選択する欄にご記入いただき、お申し込みください。

※申込書にエコ設備の選択欄がない場合は、全労済へお問い合わせください。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

# 全労済の住まいる共済

地震・風水害にワイドな保障

## 新自然災害共済

自然災害共済

地震・風水害に加えて盗難事故も手厚く保障。新火災共済にプラスすることにより、住まいと家財にかかる損害をトータルに保障します。保障が充実の**大型タイプ**と掛金を抑えた**標準タイプ**よりお選びいただけます。



特長

- 風水害から地震、盗難、傷害まで、保障の範囲は幅広く、きめ細かく。
- 新自然災害共済は、新火災共済に付帯する保障プラン。新火災共済に同口数を付帯しての契約となります。大型タイプ・標準タイプのいずれかをお選びください。新自然災害共済のみに加入することはできません。
- 風水害の被害で最高保障額は4,200万円。
- 地震、津波、噴火などによる損壊・焼損の被害で最高保障額は1,800万円。

- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン（風水害保障なしタイプ）があります。
- 盗難による住宅および家財の損害を保障。
- 風水害、地震、火災等の住宅損害の際の契約者と契約者の同一生計親族の死亡・身体障がいについて保障。
- 新自然災害共済掛金のうち、地震等損害部分に相当する掛金が地震保険料控除の対象になります。

## 風水害等共済金



| 被害の程度 | 損害の程度        | 1口あたりの共済金      |                | 支払限度額   |         |
|-------|--------------|----------------|----------------|---------|---------|
|       |              | 大型タイプ          | 標準タイプ          | 大型タイプ   | 標準タイプ   |
| 全壊・流失 | 住宅の損壊率 70%以上 | 70,000円        | 50,000円        | 4,200万円 | 3,000万円 |
| 半壊    | 20～70%未満     | 21,000～49,000円 | 15,000～35,000円 | 2,940万円 | 2,100万円 |
| 一部壊   | 損害額 10万円超    | 1,400～14,000円  | 1,000～10,000円  | 840万円   | 600万円   |
| 床上浸水  | 全床面の50%以上    | 7,000～35,000円  | 5,000～25,000円  | 2,100万円 | 1,500万円 |
|       | 全床面の50%未満    | 2,100～7,000円   | 1,500～5,000円   | 420万円   | 300万円   |

（新火災共済から支払われる共済金と合算して、実際の損害額が限度となります。）

## 地震等共済金



| 被害の程度       | 損害の程度        | 1口あたりの共済金 |         | 支払限度額   |         |
|-------------|--------------|-----------|---------|---------|---------|
|             |              | 大型タイプ     | 標準タイプ   | 大型タイプ   | 標準タイプ   |
| 全壊・全焼       | 住宅の損壊率 70%以上 | 30,000円   | 20,000円 | 1,800万円 | 1,200万円 |
| 大規模半壊・大規模半焼 | 50～70%未満     | 18,000円   | 12,000円 | 1,080万円 | 720万円   |
| 半壊・半焼       | 20～50%未満     | 15,000円   | 10,000円 | 900万円   | 600万円   |
| 一部壊・一部焼     | 損害額 100万円超   | 3,000円    | 2,000円  | 180万円   | 120万円   |

## その他にも保障される内容

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について…★がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

### 盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

| 被害内容      | 支払限度額                             |
|-----------|-----------------------------------|
| 盗取、汚損、損傷  | 契約共済金額                            |
| 通貨（1万円以上） | 20万円 または、家財の契約共済金額（いずれか少ない額）      |
| 預貯金証書     | 200万円 または、家財の契約共済金額（いずれか少ない額）     |
| 持ち出し家財    | 100万円 または、家財の契約共済金額の20%（いずれか少ない額） |

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「新火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。  
 ※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。  
 ※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。  
 ・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。  
 ・預貯金が口座から引き出されていたこと。  
 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

### 傷害費用共済金★

| 対象となる事故                                                                                                      | 支払限度額                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。 | 1事故1名につき<br><b>600万円</b><br>(1口あたり最高10,000円) |

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

### 付属建物等特別共済金★（大型タイプの住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象）

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

| 被害内容                  | 支払額        |
|-----------------------|------------|
| 風水害等による損害額が10万円を超える場合 | 1世帯あたり     |
| 地震等による損害額が20万円を超える場合  | <b>3万円</b> |

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなどのことをいいます。

## 掛金

| 月払掛金（1口あたり） | 建物構造区分           | 月払掛金（住宅・家財とも） |          |
|-------------|------------------|---------------|----------|
|             |                  | 大型タイプ         | 標準タイプ    |
|             | 木造構造             | 14円           | 9.5円     |
|             | 鉄骨・耐火構造          | 9円            | 6円       |
|             | マンション構造（風水害保障なし） | 8円（7円）        | 5.5円（5円） |

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

## 3. くるまの補償

カーライフを応援する頼れる補償

### マイカー共済

自動車総合補償共済

無事故割引等級最大22等級・割引率最高64%と安全運転を心がけているドライバーの方には大変有利な制度となっています。

また、それぞれのニーズに合った補償内容を用意しています。



特長

- 新車割引や、運転者年齢条件35歳以上補償があります。
- 無事故割引等級は最大22等級・割引率は最高64%と安全運転を続ける優良ドライバーに有利です。
- 人身傷害補償はご自身の損害を過失割合にかかわらず契約補償額の範囲内で全労済基準による実損害額で補償します。
- 車両損害補償も内容充実。一般補償に付随諸費用補償を付帯すると、代車費用や身の回り品等の損害を補償します。
- 事故時には、24時間・365日の事故受付体制。専任スタッフが適切なサポートをいたします。事故受付後は、全国ネットのマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉を行いますので安心です。
- 人身傷害補償または車両損害補償付帯の四輪自動車のご契約では、マイカー共済ロードサービスが受けられます。

## クルマの補償

### 補償プラン

| 基本の補償                               |                |              | 車両損害補償                                          |                                                                                     |
|-------------------------------------|----------------|--------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 《ご自身の補償》                            | 《相手方への賠償》      |              | 《お車の補償》                                         |                                                                                     |
| 人身傷害補償(被共済者1名につき)                   | 対人賠償(被害者1名につき) | 対物賠償(1事故につき) | 補償タイプ                                           | +αの特約                                                                               |
| <b>無制限</b><br>2億円<br>1億円<br>5,000万円 | 無制限            | 無制限          | <b>一般補償</b><br><b>エコノミーワイド+</b><br><b>エコノミー</b> | ●車両損害の無過失事故に関する特約<br>●地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約<br>●付随諸費用補償<br>●新車買替特約<br>●補償額限定一般補償 |

#### 他車運転危険補償

■他車運転資格者\*が「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはマイカー共済から優先してお支払いします。借りた車の自動車共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

\*他車運転資格者とは ①.主たる被共済者 ②.①の配偶者 ③.①②の同居の親族 ④.①②の別居の未婚の子

### 車両損害補償

| お 車 の 補 償                |                                                                                                   |                                                                                                       |                                                                                            |                                                                                                                |                                                                                                               |                                                                                                           | +αの特約                                                                                                           |                                          |             |            |               |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------|------------|---------------|
| 補償の範囲<br><br>補償タイプ       | <br>他車との<br>衝突 | <br>火災・爆発・<br>自然災害 | <br>盗 難 | <br>落書き、<br>いたずらなど<br>による破損 | <br>飛来中・<br>落下中の<br>他物との衝突 | <br>車以外の<br>他物との<br>衝突 | <br>車両損害の<br>無過失事故<br>に関する特約 | 地震・噴火・<br>津波に関する<br>車両全損時<br>一時金補償<br>特約 | 付随諸費用<br>補償 | 新車<br>買替特約 | 補償額限定<br>一般補償 |
|                          | ※1                                                                                                | ※2                                                                                                    | ※3                                                                                         |                                                                                                                |                                                                                                               |                                                                                                           |                                                                                                                 |                                          |             |            |               |
| 一般補償<br>車両損害補償           | ◎                                                                                                 | ◎                                                                                                     | ◎                                                                                          | ◎                                                                                                              | ◎                                                                                                             | ◎                                                                                                         | ○                                                                                                               | ○                                        | ○           | ○          | —             |
| エコノミーワイド<br>危険限定車両損害補償特約 | ◎                                                                                                 | ◎                                                                                                     | ◎                                                                                          | ◎                                                                                                              | ◎                                                                                                             | ×                                                                                                         | ○                                                                                                               | ○                                        | ○           | ○          | ○             |
| エコノミー<br>自動車相互間衝突損害補償特約  | ◎                                                                                                 | ×                                                                                                     | ×                                                                                          | ×                                                                                                              | ×                                                                                                             | ×                                                                                                         | ○                                                                                                               | —                                        | ○           | ○          | —             |

◎…補償します ×…補償しません ○…セットできます —…セットできません

## +αの特約

### 車両損害の 無過失事故に関する特約

■「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱いします。

### 地震・噴火・津波に関する 車両全損時 一時金補償特約

■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、ご契約車両(被共済自動車)がこの特約の定める「全損」の条件に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。  
■車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

### 付随諸費用補償

■代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回り品の損害に関し所定の基準で補償します。  
■補償範囲は、ご契約される補償タイプと同様になります(補償額限定一般補償付帯時を除く)。

### 新車買替特約

■一定条件を満たす新車にセットした場合で事故に遭ったとき、契約時に設定した新車価格相当額を限度に損害を補償します(盗難は対象外です)。

### 補償額限定一般補償

※エコノミーワイドにのみ付帯できます。

■車両共済金額が50万円以上のエコノミーワイドにセットすればエコノミーワイドの補償範囲以外について30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。

※1 エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。

※2 自然災害は、地震・噴火・これらによる津波を除きます。

※3 付随諸費用補償を付帯しない場合、車内にある身の回り品のみの被害など、いわゆる車上荒らしは対象となりません。

※4 エコノミーワイドに補償額限定一般補償を付帯した場合、付随諸費用補償の補償範囲は一般補償または、エコノミーワイドをご選択いただけます。

●車両損害補償は、四輪自動車でのみ選択いただけます。二輪自動車・原付自転車のご契約では選択いただけません。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。

## バイクの補償

### 補償プラン(シンプルタイプ)

| 《ご自身の補償》            |                        | 《相手方への賠償》      |              |
|---------------------|------------------------|----------------|--------------|
| 自損事故傷害特約(被共済者1名につき) | 無共済車傷害(被共済者1名につき)      | 対人賠償(被害者1名につき) | 対物賠償(1事故につき) |
| <b>1,500万円</b>      | <b>無制限</b> ※対人賠償と同額の補償 | <b>無制限</b>     | <b>無制限</b>   |

### さらなる安心のための2つの傷害補償

| 搭乗者傷害特約(被共済者1名につき)   | 人身傷害補償(被共済者1名につき)          |
|----------------------|----------------------------|
| <b>500万円 1,000万円</b> | <b>無制限 2億円 1億円 5,000万円</b> |

### 他車運転危険補償

■他車運転資格者※1が「他人のバイク※2」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはマイカー共済から優先してお支払いします。借りたバイクにセットされている共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

※1 他車運転資格者とは ①.主たる被共済者 ②.①の配偶者 ③.①②の同居の親族 ④.①②の別居の未婚の子

※2 二輪自動車契約は二輪自動車でのみ、原付自転車契約は原付自転車でのみ適用となります。

## さらなる安心のための4つの特約



### 1.交通事故危険補償特約

自転車や電車に乗っているときなど、自動車(二輪自動車、原付自転車を含む)事故以外の「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額を補償します。

※実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。

※人身傷害補償を付帯されている場合に人身傷害補償の補償額と同額で付帯することができます。



### 2.自転車賠償責任補償特約

自転車の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。

●示談交渉サービス付き

●ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。

※原付自転車は対象になりません。



### 3.弁護士費用等補償特約

自動車(二輪自動車、原付自転車を含む)および自転車の事故のほか、それ以外の「交通事故」によって被害を被ったとき、あらかじめ全労済の同意を得て法律上の損害賠償を請求(相手に対して)する場合、弁護士に相手側との交渉を依頼したときに必要となる「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を被共済者1名につき300万円を限度に支払います。また、法律相談費用を10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。



### 4.マイバイク特約

マイバイク特約を基本補償(四輪自動車)に付帯することで、全労済の定める総排気量125cc以下の原付自転車を対象とし、ご家族の原付事故を補償します。

●借りた原付自転車で事故を起こしても補償します\*。

●ご家族が原付自転車を複数台所有していても補償します。

\*被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合には、ご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。

## マイカー共済ロードサービス

### ご利用できる方

| 契約車両                       | ●人身傷害補償・<br>車両損害補償<br>どちらも契約あり | ●人身傷害補償<br>契約あり<br>●車両損害補償<br>契約なし | ●人身傷害補償<br>契約なし<br>●車両損害補償<br>契約あり | ●人身傷害補償・<br>車両損害補償<br>どちらも契約なし |
|----------------------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 四輪自動車                      | ○                              | ○                                  | ○                                  | ×                              |
| 二輪自動車・原付自転車<br>(マイバイク特約含む) | ×                              | ×                                  | ×                                  | ×                              |

○…ご利用いただけます ×…ご利用いただけません

### マイカー共済ロードサービスの内容

|                                                                                   |                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
|  | ●自走不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送                 |
|  | ●現地にて実施可能な30分以内の路上クイックサービス(クレーン等の特殊作業などは有料) |
|  | ●燃料切れ時ガソリン等お届けサービス(1契約期間1回のみ、10ℓまで無料)       |

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

マイカー共済とあわせての加入をおすすめします

### 自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

自賠責共済(保険)は、法律(自動車損害賠償保障法)により、すべての自動車に加入が義務づけられています。



〈お支払いの限度額〉(被害者一人あたりの限度額です)

| 傷害による損害         | 後遺障がいによる損害          | 死亡による損害           |
|-----------------|---------------------|-------------------|
| 最高 <b>120万円</b> | 最高 <b>3,000万円</b> ※ | 最高 <b>3,000万円</b> |

※神経系統の機能・精神・胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残して介護が必要な場合、常時介護の時は最高4,000万円までとなります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

交通事故のトータル保障

### 交通災害共済

交通災害共済

交通機関にかかわる身近な事故を幅広く保障する制度です。年齢、健康状態にかかわらず加入できます。

特長

- 交通事故に備える共済です。
- 年齢、健康状態にかかわらず加入でき、共済期間は1年です。
- 交通事故による死亡は、最高600万円まで保障、1日あたり最高12,000円の入院保障のほか、通院保障および障がい保障があります。
- 6種類の型があります(都道府県により、ご加入いただけない型があります)。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 2 組合員向けサービス

### 1. SFサービス(セイフティ・ファミリーサービス)

全労済は、保障を通じてだけでなく、組合員の皆さま一人一人の毎日の暮らしをバックアップするサービスを展開しています。全国約2,000店(2017年7月1日現在)と提携し、宿泊施設やショッピングから、カルチャー、レクリエーション、冠婚葬祭など、暮らしを取り巻くさまざまなジャンルの幅広いサービスについて、組合員だけの特別割引や特典などがご利用いただける「SFサービス(セイフティ・ファミリーサービス)」を提供しています。パソコン、スマートフォンからクーポンを取得できます。

### 2. 全労済ホームページ

ホームページでは、共済商品の案内や掛金見積もり・申込手続き、全労済からのお知らせなどの最新情報の掲載、資料請求の受け付け、一部の共済の申込書のダウンロードなどを行っています。また、組合員専用サービスとして、24時間いつでもインターネット・スマートフォンで保障内容の確認や住所変更などの各種手続きができる「マイページサービス」があります。

(URL) <http://www.zenrosai.coop>



#### ■お問い合わせ

全労済へのご契約に関するお問い合わせや共済金請求に関するお問い合わせをはじめ各種お問い合わせをお受けしています。

#### ■お見積もり

簡単に各種共済のお見積もりができます。また、一部の共済の申込書がダウンロードできます。

#### ■資料請求

簡単なフォーム入力でご希望の保障の資料請求が行えます。

#### ■マイページサービス



### 3. 健康・介護等電話相談(ほっとあんしんコール)

「ねんきん共済」、「新総合医療共済」、「新せいめい共済」、「いきいき応援」(「総合医療共済」「せいめい共済」「終身共済」含む)に加入いただいている方を対象に、日常生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽に相談いただける電話相談サービスを実施しています。

#### ■電話相談サービス

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>①健康相談</b> 体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。</p> <p><b>②育児相談</b> 子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。</p> <p><b>③介護相談</b> ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、看護師・ケアマネージャーがお答えします。</p> <p><b>④年金相談</b> 年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。</p> <p><b>⑤税務相談</b> 確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。</p> <p><b>⑥法律相談</b> 一般的な法律相談について、弁護士がお答えします。</p> | <p><b>24時間<br/>365日</b></p> <p><b>週3回<br/>・当日<br/>予約制</b></p> <p><b>週1回<br/>・当日<br/>予約制</b></p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### ■電話による情報提供サービス

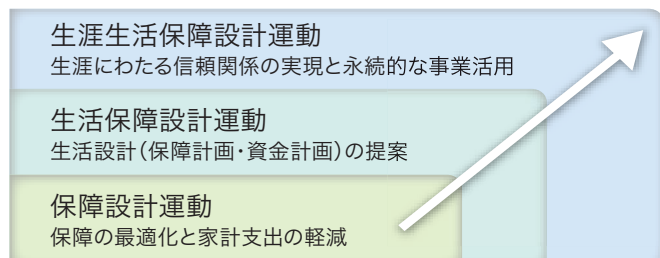
- |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <p><b>①全国の医療機関情報</b> ご希望地域の病院や診療所の情報を提供します(直接紹介や医療診断は行いません)。</p> <p><b>②介護施設情報</b> ご希望地域の介護事業所などの情報を提供します(直接紹介は行いません)。</p> <p><b>③在宅介護情報</b> 全労済と連携している各種の介護サービス提供事業者に関する情報を提供します。<br/>※なお、地域により各市区町村の介護保険相談窓口をご案内します。</p> | <p><b>24時間<br/>365日</b></p> <p><b>平日<br/>9:00<br/>~<br/>17:00</b></p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|

※「ほっとあんしんコール」の受付電話番号は、ご加入後、契約証書の送付時にご案内します。

### 3 生活保障設計運動の展開

全労済は、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員のこれからの生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社にたよるのではなく、組合員一人一人がどのように生きていくか、何が必要かを考え、組合員自らがその設計を行っていかねばならないと考えます。

全労済では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案をすすめています。



#### (1) 生活保障設計運動とは

組合員一人一人が、生活設計(保障計画+資金計画)に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かな暮らし」を実現する取り組みを、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。

#### (2) 生活保障プランナーの養成

職域協力団体(労働組合や共済会)においては、「保障

設計運動」が福祉活動の柱として積極展開されています。全労済では、日頃から組合員の個別相談に対応されている方々(労組執行部・福利厚生担当者)を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を活かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。

2004年8月に全国展開がスタートし、プランナー修了者は全国で20,174名となっています(2017年5月末現在)。



「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートした全労済認定のライセンスです。具体的には、公的なFP(ファイナンシャル・プランナー)資格を持った全労済職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行っています。

講座は、標準講座(8時間)と基本講座(2時間)を用意しています。

### 4 保障の考え方

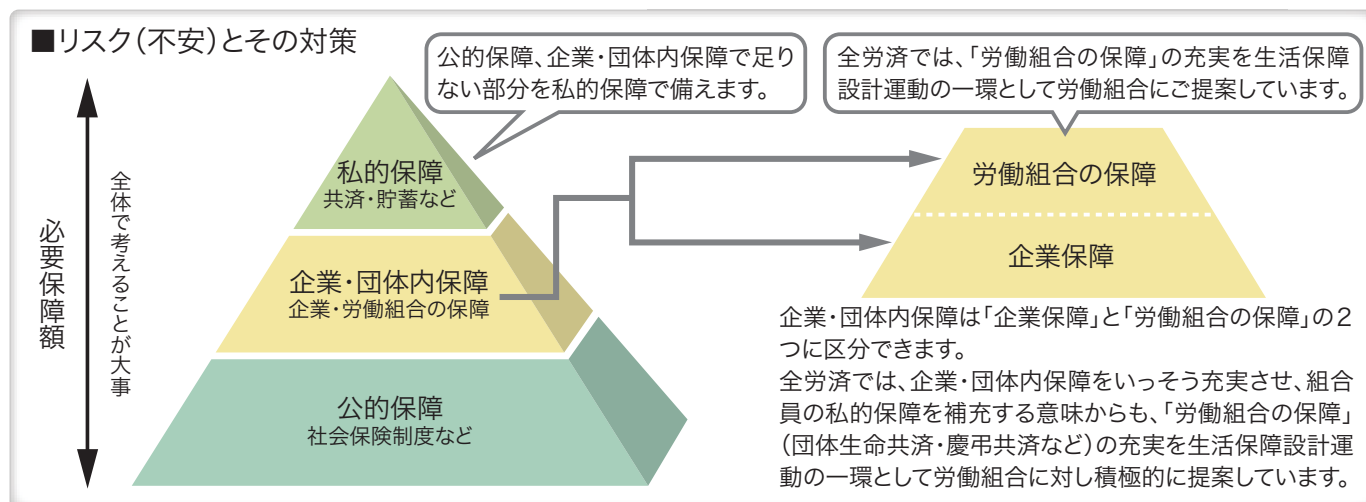
■全労済では、自分を取り巻くリスクとそのリスクに対する備え(=保障)全体を認識することにより、保障の充実と家計支出の軽減を図ることをすすめています。

#### [公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう]

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障(共済や貯蓄など)」だけで補おうとするのではなく、「公的保障」、「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要な保障を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度のしくみや

保障内容を知り、それでも足りない部分を「私的保障」で備えることです。

全労済が提案する「生活保障設計運動」は、こうした考え方にもとづき、ムリなく準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さまとともに考えることを目指しています。



## 5 共済の推進

### 1. 共済の推進活動

生活協同組合である全労済を構成するのは、全労済の会員共済生協の組合員です。この組合員が職場や地域において、それぞれに自主的な運営組織に参加しながら、全労済の活動を支援しています。

#### ①職場での推進

組合員の組織として、労働組合や事業所単位に「協力団体」(購入生協という共同購入組織である「班」に相当)という形で登録し、全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

#### ②地域での推進

全労済に共感していただいた方を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

#### ③窓口での推進

保障に関する相談や手続きが行える窓口(共済ショップなど)を全国217ヵ所(2017年5月末現在)に開設しています。

#### ④共済代理店での推進

全国13の労働金庫では、共済代理店として「ろうきんローン専用 住まいる共済」などの募集業務を行っています。

また、全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2017年5月末現在 1,061工場)では、自賠責共済の募集業務を行っています。これらの共済代理店においては、お客さまの希望に応じて全労済の会員共済生協の組合加入の取り次ぎを行っています。

生協共済代理店では、コープ共済連が統括代理店となり、126の地域生協においてCO・OP火災共済、CO・OP生命共済《新あいあい》の呼称で、全労済の元受制度の募集業務を行っています。

#### ⑤広告宣伝活動

新聞などへの広告掲載やチラシ(ZENROSAI NEWS)の配付を行っています。

### 勧誘方針

**1** 消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。

**2** 組合員の皆さまに共済内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済が選択できるよう努めていきます。

**3** 共済の推進にあたっては、深夜や早朝など組合員の皆さまの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。

**4** 組合員の皆さまと直接対面しない共済推進(郵送加入等)を行う場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めていきます。

**5** 共済事由が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めていきます。

**6** プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めていきます。

**7** 組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

### 2. 新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されています。全労済の会員共済生協に出資金をお支払いいただければ、組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となった場合などで、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡のうえ、組合員出資金返戻請求の手続きを行っていただきます。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合があります。

### 3. 申込手続きと注意喚起情報など

#### ①申込手続き

全労済の会員共済生協の組合員となっていたいたうえで、加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金をお支払いいただきます。契約が成立した場合は「共済契約証書」を発行します。

#### ②契約概要と注意喚起情報について

ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「リーフレット(ご契約のてびき)」に、契約概要および注意喚起情報として記載しています。また、加入後に「ご契約のしおり」を送付し内容の確認をお願いしております。

## 6 共済金支払いまでの流れ

共済金の請求は、共済契約者（または共済金受取人）からの共済事故発生の連絡（受け付け）に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払いをすすめます。なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。



### 人の保障

**共済金センター**  
☎0120-580-699  
受付時間 平日9:00～19:00  
土曜9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始はお休み)

#### こくみん共済・新総合医療共済・新せいめい共済など

##### 病気・けがによるご請求

病気やけがによる、共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

病気やけがでの  
入院

病気やけがでの  
手術

死亡

職場の労働組合や社員会等の団体を通してご加入いただいた方へ  
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

#### step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

#### step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

病気やけがの状況などをご連絡ください。  
ご連絡いただきました内容を元に、共済事故の受付処理を行います。  
処理が完了次第、共済金のご請求に必要な書類などをお送りします。

#### step 3 書類の記入と提出

全労済よりお送りした書類に必要な事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。  
※ご請求に必要な書類は、傷病の原因や状況により異なります。

#### step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



### 住まいの保障

**住宅損害受付センター**  
☎0120-131-459  
受付時間 24時間365日

#### 住まいる共済（新火災共済・新自然災害共済）

##### 火災・自然災害などの住宅被害によるご請求

火災や自然災害などにより、住宅被害を受けた場合の共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

火災

落雷

暴風雨

降ひょう

地震

盗難

職場の労働組合や社員会等の団体を通してご加入いただいた方へ  
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

#### step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

#### step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

被害状況などをご連絡ください。

#### step 3 被害状況の確認（全労済）

原則として、全労済担当者が直接被害状況などを調査します。その際に、立会いをお願いすることがあります。

#### step 4 書類の記入と提出

全労済よりお渡した書類に必要な事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。  
消防署が発行する罹災証明書などの添付書類が必要となることがあります。

#### step 5 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



## くるまの補償

マイカー共済事故受付センター  
☎0120-0889-24  
受付時間 24時間365日

### マイカー共済など

#### 自動車事故によるご請求

自動車事故を起こされたときや受けてしまったときの共済金請求の手続きについてご案内します。

##### step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

※必ず事前にお近くの警察に事故の届け出をしてください。

##### step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。

##### step 3 事故対応

ご自身の損害や相手方への対応について具体的に打ち合わせします。  
共済金を請求いただく書類の提出が必要となることがあります。

##### step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類と合意された内容にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。

## 1. マイカー共済のサービス

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるように全国77カ所の損調サービスセンターに約800名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、総員約150名体制で、24時間\*365日の事故受付・相談サービスを実施しています。

※自動車事故等の相談サービスは9:00~21:00のみの対応。

#### マイカー共済 ロードサービス

四輪自動車契約で人身傷害補償または車両損害補償を付帯されている場合にご利用いただけます(ご利用は、全労済が出動を認めた場合に限りです)。

- ・自力走行不能な場合のレッカー搬送
- ・30分以内の路上クイックサービス(クレーン等の特殊作業などは有料)
- ・燃料切れ時ガソリンなどお届けサービス(1契約期間1回のみ、10ℓまで無料)

☎0120-889-376  
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

#### 24時間 コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

☎0120-889-376  
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

#### 交通事故証明書 取得サービス

共済金の請求に伴う「交通事故証明書」の取得は、全労済が代行します。

## 2. マイカー共済の事故時の対応

### 事故発生時

#### 事故受付

##### 事故受付

「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。

☎0120-0889-24  
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

#### 現場急行

##### 現場急行サービス(24時間365日)

事故現場からご連絡をいただき、お客さまの要請(一定要件にもとづく)があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、サポートします。

### 対応・示談

#### 事故初期対応

##### 土・日・祝日(9:00~21:00\*)もサポート

\*19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応を電話等でサポートします。

#### 示談交渉

##### 示談交渉サービス

事故受付後は、全国のマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限ります)。

### 事故後のフォロー

#### 事故の相談

##### 自動車事故等の相談サービス

「マイカー共済事故相談ダイヤル」が、交通事故に関する質問や相談にお応えします。

☎0120-8740-16  
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)  
9:00~21:00 365日受付



## 8 各種お問い合わせ・連絡窓口

### ■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

**全労済お客様サービスセンター ☎0120-00-6031**

受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)  
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

窓口の場合

**都道府県推進本部・支所・  
共済ショップ などの窓口**

受付時間 店舗により異なります。各店舗までお問い合わせください。

〈全労済ホームページからもご確認いただけます〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お近くの相談窓口  
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ 窓口一覧

全労済ホームページ  
の場合

**右記の手続きができます。**  
**ホームページ(URL)**  
**http://www.zenrosai.coop**

■各種共済商品の資料請求  
■住所変更届・振替口座変更届のご請求

※全労済の住まいる共済にご契約されている方や海外へのご転居など、受け付けできない場合があります。詳しくは、ホームページにてご確認ください。

### ■病気やけが、住宅災害、自動車事故にあわれたとき

病気やけがに関する  
共済金請求受付ダイヤル

**全労済共済金センター ☎0120-580-699**

受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)  
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

〈全労済ホームページでも受け付けています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 病気やけがの共済金請求  
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 病気やけがの共済金請求

住宅損害に関する  
事故受付専用ダイヤル

**住宅損害受付センター**

**☎0120-131-459**

受付時間 24時間・365日

〈全労済ホームページでも受け付けています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 住宅被害  
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 住宅被害

マイカー共済の  
事故受付専用ダイヤル

**マイカー共済事故受付センター ☎0120-0889-24**

受付時間 24時間・365日

〈全労済ホームページでも受け付けています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 自動車事故  
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 自動車事故

### ■苦情に関する受付窓口

全労済 お客様相談室

**全労済 お客様相談室 ☎0120-603-180**

- 全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
- 苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。

受付時間 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)

- 全労済ホームページでも受け付けております。

**ホームページ(URL)**  
**http://www.zenrosai.coop**

受付時間 24時間・365日

〈苦情専用ページでも受け付けています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ お客様の声受付  
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 苦情の受付

裁定・仲裁の申立手続き

**一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 ☎03-5368-5757**

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として「日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

受付時間 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

## 所在地一覧 (2017年10月1日現在)

### 全労済本部

#### 全労済本部

渋谷区代々木 2-12-10  
03-3299-0161

### 北海道・東北統括本部

#### 北海道・東北統括本部

仙台市青葉区本町 1-10-29  
(全労済宮城会館内)  
022-262-7750

#### 北海道推進本部

札幌市白石区菊水3条 4-1-3  
011-821-6031

道央支店 011-821-6031  
小樽支所 0134-33-6894  
苫小牧支所 0144-32-4711  
室蘭支所 0143-45-4728  
岩見沢支所 0126-25-3292  
道東支店 0154-25-6031  
北見支所 0157-25-5150  
帯広支所 0155-23-5006  
道北支店 0166-25-0345  
道南支店 0138-30-6031

#### 青森推進本部

青森市本町 3-4-17  
017-723-6031  
青森支所 017-723-6031  
八戸支所 0178-47-0631  
弘前支所 0172-37-0631  
五所川原支所 0173-33-6031  
むつ支所 0175-33-8631  
十和田支所 0176-22-6031

#### 岩手推進本部

盛岡市開運橋通 1-1  
(アクア盛岡ビル7F)  
019-622-0631  
盛岡支所 019-622-0631  
北上支所 0197-65-0160  
一関支所 0191-26-2678  
釜石支所 0193-21-1122

#### 宮城推進本部

仙台市青葉区本町 1-10-29  
(全労済宮城会館)  
022-265-6071  
仙台支所 022-713-6033  
仙北支所 0229-22-6031  
大河原支所 0224-53-2191  
石巻支所 0225-96-6031

#### 秋田推進本部

秋田市泉菅野 1-1-12  
018-824-6031  
中央支所 018-824-6031  
大館支所 0186-49-2877  
能代支所 0185-55-3931  
大仙支所 0187-63-8428

#### 山形推進本部

山形市城南町 1-18-22  
023-646-4666

山形支所 023-646-4667  
酒田支所 0234-23-3160  
鶴岡支所 0235-23-6100  
新庄支所 0233-23-5995  
米沢支所 0238-22-6065  
長井支所 0238-83-6035

#### 福島推進本部

福島市荒町 1-21 (協働会館内)  
024-522-6031  
福島支所 024-522-6025  
郡山支所 024-933-6031  
会津支所 0242-22-6031  
いわき支所 0246-25-6031  
白河支所 0248-22-6031  
相双支所 0244-24-6031

### 関東統括本部

#### 関東統括本部

渋谷区代々木 2-12-10  
(全労済会館8F)  
03-3374-7531

#### 茨城推進本部

水戸市白梅 1-1-10  
029-227-6642  
日立支所 0294-22-6032  
水戸支所 029-227-6685  
鹿嶋支所 0299-84-6058  
筑西支所 0296-28-6822  
つくば支所 029-858-6034

#### 栃木推進本部

宇都宮市南大通り 2-5-4  
028-635-6031  
宇都宮東支所 028-634-1790  
宇都宮西支所 028-634-1790  
足利支所 0284-42-9505  
小山支所 0285-22-6041  
那須塩原支所 0287-48-6032

#### 群馬推進本部

前橋市大渡町 2-3-3  
027-255-6311  
前橋支所 027-252-0123  
高崎支所 027-386-5631  
太田支所 0276-61-3631

#### 埼玉推進本部

さいたま市中央区下落合 1050-1  
048-822-0631  
さいたま支所 048-822-0649  
熊谷支所 048-525-1031  
川越支所 049-244-0636

#### 千葉推進本部

千葉市中央区弁天 1-17-1  
043-287-8142  
中部支所 043-287-8247  
西部支所 047-406-6317

#### 東京推進本部

新宿区西新宿 7-20-8  
03-3360-6031

西北部支所 03-3360-6016  
中南部支所 03-5776-6031  
東部支所 03-5609-7190  
多摩支所 042-525-6031

#### 神奈川推進本部

横浜市港北区新横浜 2-4-9  
045-473-5588  
職域推進一部 045-201-6031  
職域推進二部 046-235-8891

#### 山梨推進本部

甲府市丸の内 3-29-11  
055-237-6031  
甲府支所 055-237-6813  
富士吉田支所 0555-21-6031

### 中部統括本部

#### 中部統括本部

名古屋市熱田区金山町 1-12-7  
052-681-7785

#### 長野推進本部

長野市立町 978-2  
026-235-6139  
長野支所 026-233-6031  
上田支所 0268-22-6034  
佐久支所 0267-66-3963  
松本支所 0263-48-3333  
諏訪支所 0266-28-6031  
伊那支所 0265-73-3958  
飯田支所 0265-52-6031

#### 静岡推進本部

静岡市葵区鷹匠 2-13-4  
054-254-1180  
東部支所 055-923-1755  
中部支所 054-254-3312  
西部支所 053-453-5888

#### 富山推進本部

富山市奥田新町 7-4-1  
076-431-5000  
富山支所 076-431-5000  
高岡支所 0766-21-7000

#### 石川推進本部

金沢市西念 1-12-22  
076-223-4007  
七尾支所 0767-53-6031

#### 福井推進本部

福井市日之出 1-10-1  
0776-26-6123  
嶺北支所 0776-26-6187  
嶺南支所 0770-25-6031

#### 愛知推進本部

名古屋市熱田区金山町 1-12-7  
052-681-7741  
名古屋支所推進一課 052-683-6050  
名古屋支所推進二課 052-683-6030  
豊田支所 0565-29-1274  
豊橋支所 0532-64-7110  
刈谷支所 0566-21-5511  
一宮支所 0586-71-2611  
東海支所 052-715-3233  
春日井支所 0568-85-3922

#### 岐阜推進本部

岐阜市茜部本郷 2-7  
058-274-6031  
事業推進課 058-215-6233  
東濃支所 0572-21-3330  
高山支所 0577-32-0895

#### 三重推進本部

津市栄町 4-259-1  
059-227-6167

### 関西統括本部

#### 関西統括本部

大阪市住之江区南港北 1-24-33  
06-6612-0117

#### 滋賀推進本部

大津市におの浜 4-5-1  
077-524-6031  
大津支所 077-524-6031  
彦根支所 0749-24-6605

#### 奈良推進本部

奈良市西木辻町 200-47  
0742-23-6031

#### 京都推進本部

京都市中京区壬生仙念町 30-2  
(ラポール京都7F)  
075-801-0427  
北部推進課 0773-75-6109  
中央推進課 075-812-7821  
南部推進課 075-603-6086

#### 大阪推進本部

大阪市中央区谷町 2-3-4  
(サンシャイン大手前ビル7F)  
06-6943-6708

#### 和歌山推進本部

和歌山市美園町 5-10-3  
073-425-6031  
紀北支所 073-425-6031  
紀南支所 0739-26-3770

#### 兵庫推進本部

神戸市中央区中町通 4-1-1  
078-371-6031  
神戸支所 078-371-6522  
尼崎支所 06-4868-8565  
姫路支所 079-226-6031

### 中四国統括本部

#### 中四国統括本部

広島市東区曙 4-1-28  
082-262-3220

#### 島根推進本部

松江市伊勢宮町 543-3  
0852-27-0631  
東部支所 0852-27-0631  
中部支所 0853-21-0631  
西部支所 0855-23-6031

## 鳥取推進本部

鳥取市扇町 14  
0857-22-8234  
東 部 支 所 0857-22-8234  
西 部 支 所 0859-22-4133  
共済ショップ倉吉店 0858-23-2855

## 岡山推進本部

岡山市北区駅元町 6-26  
086-254-2155  
ぐりんぼう岡山 086-253-6031  
ぐりんぼう倉敷 086-466-6031  
ぐりんぼう津山 0868-32-6031

## 広島推進本部

広島市東区曙 4-1-28  
082-262-6031  
福 山 支 所 084-943-5800

## 山口推進本部

山口市大内矢田南 7-1-1  
083-927-5000  
事 業 推 進 課 083-927-5003  
東 部 支 所 0834-31-7171  
西 部 支 所 0836-35-4039

## 徳島推進本部

徳島市昭和町 3-35-1  
(労働福祉会館1F)  
088-625-2340

## 香川推進本部

高松市浜ノ町 72-5  
087-822-1156

## 愛媛推進本部

松山市辻町 1-1  
089-923-6031  
松 山 支 所 089-923-6031  
新 居 浜 支 所 0897-37-6031  
宇 和 島 事 務 所 0895-23-6211

## 高知推進本部

高知市本町 4-1-32  
088-823-6031  
中 村 支 所 0880-35-3865

## 九州統括本部

### 九州統括本部

福岡市中央区舞鶴 1-1-7  
(全労済モルティ天神ビル9F)  
092-741-0621

### 福岡推進本部

福岡市中央区舞鶴 1-1-7  
(全労済モルティ天神ビル3F)  
092-739-6100  
福 岡 支 所 092-732-4047  
北 九 州 支 所 093-591-7220  
筑 後 支 所 0942-38-8211

### 佐賀推進本部

佐賀市水ヶ江 2-2-19  
0952-41-1331

### 長崎推進本部

長崎市宝栄町 3-15  
095-864-6031  
長 崎 支 所 095-864-7144  
佐 世 保 支 所 0956-25-8012

## 熊本推進本部

熊本市中央区本荘 5-10-30  
096-372-0631  
中 央 支 所 096-375-5545  
城 南 支 所 0965-35-4788

## 大分推進本部

大分市中央町 4-2-5  
(全労済ソレイユ5F)  
097-548-5552  
中 部 支 所 097-548-6031  
北部支所中津店 0979-24-6031  
北部支所日田店 0973-25-6031  
南 部 支 所 0972-23-6031

## 宮崎推進本部

宮崎市広島 1-11-17  
0985-24-6262  
宮 崎 支 所 0985-24-6297  
延 岡 支 所 0982-32-4599  
都 城 支 所 0986-46-5087

## 鹿児島推進本部

鹿児島市城南町 7-28  
0120-070-477  
ぐりんぼう鹿児島 0120-070-477  
ぐりんぼう鹿屋 0120-070-477  
ぐりんぼう奄美 0997-53-6031

## 沖縄推進本部

那覇市松尾 1-18-22  
098-951-2002  
共済ショップ那覇店 098-951-2002  
共済ショップ中部店 098-926-6031

## 職域事業本部

### 職域事業本部

千代田区六番町 2-15  
(自治労第2会館7F)  
03-3556-8636

### 森林労連共済本部

文京区大塚 3-28-7 (林野会館4F)  
03-3945-6392

### たばこ共済本部

港区芝 5-26-30 (専売ビル2F)  
03-3454-2481

### 自治労共済本部

千代田区六番町 2-15 (自治労第2会館)  
03-5276-0700  
北 海 道 支 部 011-747-1536  
青 森 県 支 部 017-773-6017  
岩 手 県 支 部 019-656-8277  
宮 城 県 支 部 022-222-6844  
秋 田 県 支 部 018-862-9551  
山 形 県 支 部 023-664-1800  
福 島 県 支 部 024-521-0336  
新 潟 県 支 部 025-281-8030  
群 馬 県 支 部 027-253-1177  
栃 木 県 支 部 028-621-5888  
茨 城 県 支 部 029-231-0484  
埼 玉 県 支 部 048-838-5532  
東 京 都 支 部 03-6256-9916  
千 葉 県 支 部 043-221-2800  
神 奈 川 県 支 部 045-251-7811  
山 梨 県 支 部 055-222-5200  
長 野 県 支 部 026-217-7667  
富 山 県 支 部 076-441-8220  
石 川 県 支 部 076-261-0241  
福 井 県 支 部 0776-57-0707

静 岡 県 支 部 054-202-7250  
愛 知 県 支 部 052-678-3118  
岐 阜 県 支 部 058-263-1614  
三 重 県 支 部 059-272-4550  
滋 賀 県 支 部 077-524-0123  
京 都 府 支 部 075-252-5937  
奈 良 県 支 部 0742-64-5511  
和 歌 山 県 支 部 073-431-7700  
大 阪 府 支 部 06-6242-2255  
兵 庫 県 支 部 078-392-0821  
岡 山 県 支 部 086-251-9431  
広 島 県 支 部 082-292-5496  
鳥 取 県 支 部 0857-21-3300  
島 根 県 支 部 0852-59-9898  
山 口 県 支 部 083-922-7540  
香 川 県 支 部 087-822-5608  
徳 島 県 支 部 088-623-2908  
愛 媛 県 支 部 089-947-5061  
高 知 県 支 部 088-824-0151  
福 岡 県 支 部 092-711-9541  
佐 賀 県 支 部 0952-36-9555  
長 崎 県 支 部 095-822-2525  
大 分 県 支 部 097-536-6644  
宮 崎 県 支 部 0985-28-1901  
熊 本 県 支 部 096-383-0662  
鹿 児 島 県 支 部 099-258-6311  
沖 縄 県 支 部 098-860-8446

## 全水道共済本部

文京区本郷 1-4-1 (全水道会館6F)  
03-3818-6031

## 会員単協

### 新潟県総合生協

新潟市中央区新光町 6-6  
025-282-2000  
新 潟 東 支 局 025-245-4150  
新 潟 西 支 局 025-245-4161  
中 越 支 局 0258-33-7770  
上 越 支 局 025-543-3789  
佐 渡 支 所 0259-57-2824

## 店 舗

### 北海道

共済ショップ札幌菊水店 011-821-6400  
共済ショップ札幌駅前店 011-241-3519  
共済ショップ札幌琴似店 011-612-6031  
小 樽 支 所 0134-33-6894  
共済ショップ小樽店  
苫 小 牧 支 所 0144-32-4711  
共済ショップ苫小牧店  
室 蘭 支 所 0143-45-4728  
共済ショップ室蘭店  
岩 見 沢 支 所 0126-25-3292  
共済ショップ岩見沢店  
道 東 支 店 0154-25-6031  
共済ショップ釧路店  
北 見 支 所 0157-25-5150  
共済ショップ北見店  
帯 広 支 所 0155-23-5006  
共済ショップ帯広店  
道 北 支 店 0166-25-0345  
共済ショップ旭川店  
道 南 支 店 0138-30-6031  
共済ショップ函館店

### 青森県

共済ショップ青森店 017-723-6031  
青 森 支 所  
共済ショップ八戸店 0178-47-0631  
八 戸 支 所  
共済ショップ弘前店 0172-37-0631  
弘 前 支 所

共済ショップ五所川原店 0173-33-6031  
五 所 川 原 支 所  
共済ショップむつ店 0175-33-8631  
む つ 支 所  
共済ショップ十和田店 0176-22-6031  
十 和 田 支 所

## 岩手県

共済ショップ盛岡店 019-622-0631  
盛 岡 支 所  
共済ショップ北上店 0197-65-0160  
北 上 支 所  
共済ショップ一関店 0191-26-2678  
一 関 支 所  
共済ショップ釜石店 0193-21-1122  
釜 石 支 所

## 宮城県

共済ショップ仙台店 022-265-6077  
共済ショップ泉中央店 022-776-6031  
共済ショップ大崎店 0229-22-6031  
共済ショップ大河原店 0224-53-2191  
共済ショップ石巻店 0225-96-6031

## 秋田県

共済ショップ秋田店 018-824-6031  
共済ショップ大館店 0186-49-2877  
大 館 支 所  
共済ショップ能代店 0185-55-3931  
能 代 支 所  
共済ショップ大仙店 0187-63-8428  
大 仙 支 所

## 山形県

共済ショップ山形店 023-646-4666  
共済ショップ酒田店 0234-23-3160  
共済ショップ鶴岡店 0235-23-6100  
共済ショップ新庄店 0233-23-5995  
共済ショップ米沢店 0238-22-6065  
共済ショップ長井店 0238-83-6035

## 福島県

共済ショップふくしま店 024-522-6031  
福 島 支 所  
共済ショップこおりやま店 024-933-6031  
郡 山 支 所  
共済ショップしらかわ店 0248-22-6031  
白 河 支 所  
共済ショップあいづ店 0242-22-6031  
会 津 支 所  
共済ショップ相双店 0244-24-6031  
相 双 支 所  
共済ショップいわき店 0246-25-6031  
い わ き 支 所

## 茨城県

共済ショップ日立店 0294-22-6031  
共済ショップ水戸店 029-227-6035  
共済ショップ鹿嶋店 0299-84-6031  
共済ショップ筑西店 0296-28-8833  
共済ショップつくば店 029-858-6031  
共済ショップ土浦店 029-821-6031  
共済ショップ牛久店 029-873-8201  
共済ショップ守谷店 0297-46-0631

## 栃木県

共済ショップ宇都宮店 028-636-6031  
共済ショップ真岡店 0285-80-6031  
共済ショップ足利店 0284-42-6031  
共済ショップ小山店 0285-22-6031  
共済ショップ那須塩原店 0287-48-6031

## 群馬県

共済ショップ前橋店 027-252-0567  
共済ショップ高崎店 027-386-5151  
共済ショップ太田店 0276-46-7221

## 埼玉県

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 共済ショップぐりんぼうさいたま店 | 048-822-0673 |
| 共済ショップぐりんぼう大宮店   | 048-650-6031 |
| 共済ショップぐりんぼう浦和店   | 048-827-0631 |
| 共済ショップぐりんぼう春日部店  | 048-731-0631 |
| 共済ショップぐりんぼう熊谷店   | 048-525-1036 |
| 共済ショップぐりんぼう川越店   | 049-244-0631 |
| 共済ショップぐりんぼう新越谷店  | 048-990-6031 |
| 共済ショップぐりんぼう所沢店   | 04-2993-0631 |
| 共済ショップぐりんぼう川口店   | 048-228-6031 |

## 千葉県

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ千葉店  | 043-287-8181 |
| 共済ショップ本八幡店 | 047-314-6031 |
| 共済ショップ成田店  | 0476-20-2631 |
| 共済ショップ船橋店  | 047-424-6031 |
| 共済ショップ柏店   | 04-7168-6031 |
| 共済ショップ松戸店  | 047-331-0631 |

## 東京都

|             |              |
|-------------|--------------|
| 共済ショップ錦糸町店  | 03-3846-6141 |
| 共済ショップ北千住店  | 03-3870-6310 |
| 共済ショップ青戸店   | 03-3838-9971 |
| 共済ショップ西葛西店  | 03-3878-3076 |
| 共済ショップ月島店   | 03-6221-7055 |
| 共済ショップ三軒茶屋店 | 03-5433-6310 |
| 共済ショップ蒲田店   | 03-5703-1124 |
| 共済ショップ武蔵小山店 | 03-5751-8021 |
| 共済ショップ新宿店   | 03-3360-6060 |
| 共済ショップ新宿南口店 | 03-5333-5806 |
| 共済ショップ池袋店   | 03-3986-7230 |
| 共済ショップ立川店   | 042-525-6660 |
| 共済ショップ吉祥寺店  | 0422-20-6035 |
| 共済ショップ田無店   | 042-466-6311 |
| 共済ショップ練馬店   | 03-5912-1091 |
| 共済ショップ赤羽店   | 03-5249-3515 |
| 共済ショップ町田店   | 042-721-2721 |
| 共済ショップ府中店   | 042-333-9031 |
| 共済ショップ八王子店  | 042-631-1371 |

## 神奈川県

|             |              |
|-------------|--------------|
| 共済ショップ川崎店   | 044-211-6031 |
| 共済ショップ溝の口店  | 044-829-6033 |
| 共済ショップ横浜店   | 045-324-6314 |
| 共済ショップ新横浜店  | 045-473-3855 |
| 共済ショップ上大岡店  | 045-840-6331 |
| 共済ショップ戸塚店   | 045-862-6031 |
| 共済ショップ横須賀店  | 046-828-6031 |
| 共済ショップ相模大野店 | 042-701-6031 |
| 共済ショップ藤沢店   | 0466-50-6031 |
| 共済ショップ本厚木店  | 046-294-0630 |
| 共済ショップ平塚店   | 0463-24-0631 |
| 共済ショップ小田原店  | 0465-20-1020 |

## 山梨県

|             |              |
|-------------|--------------|
| 共済ショップ甲府店   | 055-237-6031 |
| 共済ショップ富士吉田店 | 0555-83-5631 |

## 長野県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ長野店 | 026-232-6031 |
| 共済ショップ上田店 | 0268-22-6031 |
| 共済ショップ佐久店 | 0267-66-3963 |
| 共済ショップ松本店 | 0263-48-6031 |
| 共済ショップ諏訪店 | 0266-28-6031 |
| 共済ショップ伊那店 | 0265-76-6031 |
| 共済ショップ飯田店 | 0265-52-6031 |

## 静岡県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ沼津店 | 055-923-6655 |
| 共済ショップ富士店 | 0545-64-6031 |
| 共済ショップ静岡店 | 054-254-6031 |
| 共済ショップ藤枝店 | 054-643-6031 |
| 共済ショップ浜松店 | 053-454-6031 |
| 共済ショップ磐田店 | 0538-86-6031 |

## 富山県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ富山店 | 076-431-5000 |
| 共済ショップ高岡店 | 0766-21-7000 |
| 共済ショップ魚津店 | 0765-22-6031 |

## 石川県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ金沢店 | 076-223-4007 |
| 七尾支所      | 0767-53-6031 |

## 福井県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ福井店 | 0776-26-6123 |
| 共済ショップ敦賀店 | 0770-25-6031 |

## 愛知県

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ金山店  | 052-681-7741 |
| 共済ショップ豊田店  | 0565-29-1274 |
| 共済ショップ豊橋店  | 0532-64-7110 |
| 共済ショップ刈谷店  | 0566-21-5511 |
| 共済ショップ一宮店  | 0586-71-2611 |
| 共済ショップ春日井店 | 0568-85-3922 |
| 共済ショップ栄地下店 | 052-972-6031 |

## 岐阜県

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ岐阜店  | 058-274-6031 |
| 共済ショップ多治見店 | 0572-21-3330 |
| 共済ショップ高山店  | 0577-32-0895 |

## 三重県

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ津店   | 059-227-6170 |
| 共済ショップ四日市店 | 059-354-0033 |
| 共済ショップ伊勢店  | 0596-25-7965 |
| 共済ショップ名張店  | 0595-64-7456 |

## 滋賀県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ大津店 | 077-524-6031 |
| 共済ショップ彦根店 | 0749-24-6605 |

## 奈良県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ奈良店 | 0742-23-6031 |
|-----------|--------------|

## 京都府

|             |              |
|-------------|--------------|
| 共済ショップ舞鶴店   | 0773-75-6109 |
| 共済ショップ四条御前店 | 075-812-7800 |
| 共済ショップ伏見桃山店 | 075-603-6031 |
| 共済ショップ四条烏丸店 | 075-344-6031 |

## 大阪府

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ梅田店  | 06-6311-5557 |
| 共済ショップなんば店 | 06-6214-6688 |
| 共済ショップ谷町店  | 06-6943-6336 |
| 共済ショップ江坂店  | 06-6369-1717 |
| 共済ショップ堺東店  | 072-233-6312 |

## 和歌山県

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ和歌山店 | 073-425-6031 |
| 共済ショップ田辺店  | 0739-26-3770 |
| 共済ショップ新宮店  | 0735-21-4530 |

## 兵庫県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ三宮店 | 078-332-6031 |
| 共済ショップ神戸店 | 078-371-6522 |
| 共済ショップ尼崎店 | 06-4868-8565 |
| 共済ショップ姫路店 | 079-226-6031 |

## 島根県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ松江店 | 0852-27-0631 |
| 共済ショップ出雲店 | 0853-21-0631 |
| 共済ショップ浜田店 | 0855-23-6031 |

## 鳥取県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 東部支所      | 0857-22-8234 |
| 共済ショップ鳥取店 |              |
| 東部支所      | 0858-23-2855 |
| 共済ショップ倉吉店 |              |
| 西部支所      | 0859-22-4133 |
| 共済ショップ米子店 |              |

## 岡山県

|                |              |
|----------------|--------------|
| ぐりんぼう岡山 共済ショップ | 086-253-6031 |
| ぐりんぼう倉敷 共済ショップ | 086-466-6031 |
| ぐりんぼう津山 共済ショップ | 0868-32-6031 |

## 広島県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ曙店  | 0120-39-6031 |
| 共済ショップ銀山店 | 0120-64-6031 |
| 福山支所      | 0120-43-6031 |
| 共済ショップ福山店 |              |

## 山口県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 東部支所      | 0834-31-7171 |
| 共済ショップ周南店 |              |
| 共済ショップ山口店 | 083-927-5148 |
| 西部支所      | 0836-35-4039 |
| 共済ショップ宇部店 |              |

## 徳島県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ徳島店 | 088-625-2340 |
|-----------|--------------|

## 香川県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ香川店 | 087-822-1156 |
|-----------|--------------|

## 愛媛県

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ松山店  | 089-923-6153 |
| 共済ショップ新居浜店 | 0897-37-6031 |
| 共済ショップ宇和島店 | 0895-23-6211 |

## 高知県

|             |              |
|-------------|--------------|
| 高知推進本部      | 088-823-6031 |
| 高知推進本部 中村支所 | 0880-35-3865 |

## 福岡県

|             |              |
|-------------|--------------|
| 共済ショップ天神店   | 092-732-6046 |
| 共済ショップ博多駅前店 | 092-451-7716 |
| 共済ショップ北九州店  | 093-591-7220 |
| 筑後支所        | 0942-38-8211 |
| 共済ショップ久留米店  |              |

## 佐賀県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ佐賀店 | 0952-41-1331 |
|-----------|--------------|

## 長崎県

|            |              |
|------------|--------------|
| 長崎支所       | 095-862-9285 |
| 共済ショップ長崎店  |              |
| 佐世保支所      | 0956-25-8012 |
| 共済ショップ佐世保店 |              |

## 熊本県

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ熊本店  | 096-372-0631 |
| 共済ショップ八代店  | 0965-35-4788 |
| 共済ショップ光の森店 | 096-372-0631 |

## 大分県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 中部支所      | 097-548-6777 |
| 共済ショップ大分店 |              |
| 北部支所      | 0979-24-6031 |
| 共済ショップ中津店 |              |
| 北部支所      | 0973-25-6031 |
| 共済ショップ日田店 |              |
| 南部支所      | 0972-23-6031 |
| 共済ショップ佐伯店 |              |

## 宮崎県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 宮崎支所      | 0985-24-6262 |
| 共済ショップ宮崎店 |              |
| 延岡支所      | 0982-32-4599 |
| 共済ショップ延岡店 |              |
| 都城支所      | 0986-46-5087 |
| 共済ショップ都城店 |              |

## 鹿児島県

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 共済ショップぐりんぼう鹿児島店 | 0120-070-477 |
| 共済ショップぐりんぼう鹿屋店  | 0120-070-477 |
| 共済ショップぐりんぼう奄美店  | 0997-53-6031 |

## 沖縄県

|           |              |
|-----------|--------------|
| 共済ショップ那覇店 | 098-951-2002 |
| 共済ショップ中部店 | 098-926-6031 |

## 新潟県(新潟県総合生協)

|            |              |
|------------|--------------|
| 共済ショップ新潟駅前 | 025-245-4150 |
| 共済ショップ新光町  | 025-282-2108 |
| 共済ショップ五泉   | 0250-42-3143 |
| 共済ショップ佐渡   | 0259-57-2824 |
| 共済ショップ新発田  | 0254-22-2241 |
| 共済ショップ三条   | 0256-34-5658 |
| 共済ショップ秋葉   | 0250-24-5558 |
| 共済ショップ長岡   | 0258-32-2753 |
| 共済ショップ柏崎   | 0257-23-6312 |
| 共済ショップ十日町  | 025-757-4201 |
| 共済ショップ上越   | 025-543-3789 |
| 共済ショップ糸魚川  | 025-552-4815 |
| 共済ショップ河渡   | 025-250-8200 |

## 介護サービス事業所一覧

### ■(株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター

|                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|
| ●宮城県                                                                       |
| 全労済在宅介護サービスセンター宮城<br>〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-29 TEL 022-713-7401            |
| ●東京都                                                                       |
| 全労済在宅介護サービスセンターとうきょう<br>〒130-0022 墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F TEL 03-3846-6800 |
| ●山梨県                                                                       |
| 全労済在宅介護サービスセンター山梨<br>〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11 TEL 055-221-4165              |
| ●島根県                                                                       |
| 全労済在宅介護サービスセンターほほえみ<br>〒699-0110 松江市東出雲町錦新町8-1-1 TEL 0852-52-6310          |
| ●佐賀県                                                                       |
| 全労済在宅介護サービスセンターいまり<br>〒848-0027 伊万里市立花町2404-12 TEL 0955-20-4078            |
| ●宮崎県                                                                       |
| 全労済在宅介護サービスセンターみやざき<br>〒880-0806 宮崎市広島1-11-17 TEL 0985-20-0556             |

### ■(株)ゼストの介護サービス事業所

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| ●大阪府                                                             |
| 介護サービスセンター鶴見<br>〒538-0052 大阪市鶴見区横堤5-1-18 TEL 06-6913-7572        |
| 介護サービスセンター八尾<br>〒581-0003 八尾市本町1-6-8 シティコート本町1F TEL 072-925-5598 |
| ●兵庫県                                                             |
| 介護サービスセンター尼崎<br>〒660-0861 尼崎市御園町21 MG尼崎駅前ビル2F TEL 06-6414-5501   |

### ■(社会福祉法人)コープ共生会の介護サービス事業所

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| ●新潟県                                                         |
| デイサービスセンターてらお園<br>〒950-2054 新潟市西区寺尾東1-18-26 TEL 025-239-4500 |
| ケアプランてらお<br>〒950-2054 新潟市西区寺尾東1-18-29 TEL 025-239-4501       |
| ショートステイてらお園<br>〒950-2054 新潟市西区寺尾東1-18-29 TEL 025-201-9010    |

### ■(一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| ●北海道                                                                          |
| 福祉共済会在宅介護サービスセンター<br>〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館3F<br>TEL 011-818-8833 |

※サービスの内容、対象地域などについては各事業所・事務所にお問い合わせください。

## 全国保養施設

|                  |                                             |
|------------------|---------------------------------------------|
| ●勤労者保養センター 越中庄川荘 | 〒932-0302 富山県砺波市庄川町庄4984-1 TEL 0763-82-5111 |
|------------------|---------------------------------------------|

## 全労済ガイド2017年版 (2016年度 決算のご報告など)

発行：全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)  
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10  
☎03-3299-0161(代)  
2017年10月発行(事業推進統括部 広報室)

NATIONAL FEDERATION OF WORKERS AND CONSUMERS INSURANCE COOPERATIVES

保障のことなら



全国労働者共済生活協同組合連合会

90c17W010